

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-177）」

2. 日時：令和4年10月18日（火） 15時00分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官

日本原燃株式会社 大柿専務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括
他43名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー 他1名

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

北海道電力株式会社 原子力事業統括部 原子燃料サイクルグループ 担当

三菱重工業株式会社 原子力セグメント 機器設計部 プラント機器設計課
主任 他2名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 令和4年10月7日

「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

- ・ 令和4年10月11日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁の竹田です。
0:00:03	それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:07	本日のヒアリングは令和2年12月に申請があった設工認申請について、
0:00:13	これまでに提出が私は元に事実確認を行うものです。
0:00:19	まず規制庁側の出席者を紹介いたします。
0:00:23	本庁側からは、カミデタケダが出席しております。
0:00:28	遅れてキシノハバサキの出席予定です。
0:00:32	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と、
0:00:36	議題の構成、達成目標等説明お願いいたします。
0:00:42	はい。日本原燃中浜でございます。
0:00:45	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:00:50	オオガキ。
0:00:51	ムラヤマ。
0:00:53	シライ。
0:00:54	サトウ。
0:00:55	赤橋、サガワ、
0:00:58	セガワ、
0:01:00	フジノシミズ
0:01:02	イワタニ。
0:01:04	クボタ。
0:01:06	吉野。
0:01:08	菊池。
0:01:09	三田。
0:01:10	スケカワ。
0:01:11	ヨシダナカムラ。
0:01:14	ニシヤマ。
0:01:15	フナバカワムラ。
0:01:19	荒田土岐。
0:01:21	張りたツルタ。
0:01:23	イシバシ。
0:01:25	小竹。
0:01:26	石原。
0:01:28	岩本。
0:01:30	ら込み。

0:01:32	素晴らしい。カミタイラ。
0:01:35	クドウ。
0:01:36	オガセ。
0:01:37	クボ。
0:01:39	オオダテ。
0:01:41	ナツメ。
0:01:42	コマツ。
0:01:44	古野。
0:01:45	野澤。
0:01:46	違う。
0:01:48	アブカワ。
0:01:50	カバサワ。
0:01:51	ナカハマ。
0:01:53	三菱重工業様より、根本様、角谷様。
0:01:58	上から浜。
0:02:00	以上となります。
0:02:02	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、昨日に引き続き、耐震関係となります。
0:02:09	昨日実施できなかった個別補足説明資料含めまして、
0:02:14	対し画面の共有させていただいている資料となります。
0:02:19	地震 00-01 を初め、
0:02:22	耐震地盤の 01、
0:02:26	1 周期間 03。
0:02:28	新規伝授
0:02:30	新規本 23。
0:02:33	地震起源 16、
0:02:35	実際新規分の 13、
0:02:38	地震起源の 11、
0:02:41	新規辨野住民、新規論の 21。
0:02:45	それぞれ耐震機転 14 以上となります。
0:02:50	本日のヒアリングの進め方につきまして、
0:02:53	サガワから説明を開始させていただきます。よろしく申し上げます。
0:03:03	はい。日本原燃佐川です。

0:03:05	本日の進め方としましては、これまで同様ではないんですけども、地震0001、別紙の4-2というところからスタートさせていただきまして、4-2、
0:03:15	2番ですね、そのあとに関連する
0:03:19	補足説明資料という順番で、別紙、補足別紙補足の順番でやらせていただきたいと考えてございます。
0:03:27	で、何か入る前にですね、ちょっと1点だけ、昨日建物さん中で、ハバサキさん後から合流するって先ほどお話ありましたけど、1点ちょっと確認内容。
0:03:39	まずいただいております、何かと申しますと鉄骨造の記載がありましたよねっていうところでそこを本日回答するということで、はい。
0:03:48	説明していたんですけども、今、社内の調査、社内の確認は終わってるっていうところに対して、電力含めての調査というところを今引き続き進めてますので、その調査、
0:04:00	完了次第回答させていただきますということで、ちょっと本日は難しいかなっていうところで、別途回答させていただきますところになってございます。
0:04:16	でよろしければ中身は言ってもよろしいでしょうか。
0:04:22	コメントは、
0:04:24	次回、
0:04:26	はい、どうぞ。
0:04:29	規制庁の竹田です。それでは説明の方お願いいたします。
0:04:38	日本原燃の工藤です。当市の4の2Eと地盤の申請に係る基本方針についてご説明します。こちらは補足説明資料、耐震地盤01、
0:04:51	とも関連してございますので、4-2を確認、及びですね、このポツ、地震地盤01についてもご確認いただきたいと思っております。それではまず、4-2でございますけれども、
0:05:05	390、失礼しました、384ページですね。
0:05:11	こちら、前回からですね、地盤の物性ですけども、こちらについては、次回で示す内容があるというところがありますので、そちらについては、
0:05:22	記載しているというところでございます。地盤、別紙4について、主な変更点は以上となります。
0:05:32	規制庁の竹田です。ありがとうございます。別紙4-2について規制庁側から確認があればお願いします。
0:05:41	規制庁カミデです。

0:05:44	384 ページでまた書きが追加されてますけど、
0:05:49	これって、
0:05:51	あれですかね、施設ごとに物性値が出てくるのか、その
0:05:56	ある程度の地盤ごとにまとめて出てくるのかってどんなイメージなんですかね。
0:06:05	もう年クドウです。
0:06:06	基本的には施設ごとにですね、出てくるものについて示すということで、第1回は埋め戻し等々、あと改良地盤と、
0:06:18	MMRというところで、第2回以降の申請についてくる
0:06:23	関係するものについては、次回で示すというところになります。
0:06:28	規制庁深見です。なので、また埋め戻し度とかあると思うんですけど、それをまたいちいち出すのか。
0:06:36	それとも、その
0:06:38	違う種類の
0:06:40	辻というか、地盤ですかね、そういうものが出たときだけその差分だけ示そうとしてるのかっていうのがよくわかんなかったんですけどいかがですか。
0:06:50	日本原燃工藤です。
0:06:52	藤ヨシダに追加して、追加施設に関するものを追加するというようなところでございます。
0:07:02	日本のやつ、補足しますと、埋戻しでは、また対象施設になります第2回以降全部出てくるんで、その他にですねイメージ的にはですね、
0:07:13	六ヶ所層液状化の路線地図は、六ヶ所層、あと造成モリノ、
0:07:20	その他改良地盤に行きますと改良地盤Bを出してるんですけど、改良地盤のAとB、Aっていうのがありますんで物性値
0:07:29	といったところが出てくるものでございます。
0:07:33	更新していくイメージを考えてます。
0:07:37	はい。成長カミデさんなんで説明してない部分の差分だけ増えてくるっていうイメージだとまず理解しました。はい。その通りです。
0:07:49	はい、規制庁個別わかりました。
0:07:52	昨日地下水排水設備の話はちょっとしましたけど、地下水排水というか有効力どうすんだっていう話をしました。それは、
0:08:00	また次の時に話をするのかなと思いましたので、とりあえず私は、これについては以上です。
0:08:10	規制庁タケダですその他規制庁側から確認あるでしょうか。
0:08:20	よろしいです。

0:08:26	特に修正とかは、コメント修正のコメントが出ていないと思いますので、別紙の2としてはこれで確認、
0:08:34	確認したということで、次の資料の下、リリース確認に進みたいと思います。
0:08:41	次は耐震地盤01でよろしいでしょうか。
0:08:46	はい、工藤です。よろしくお願いします。
0:08:50	はい。では田嶋01について、補足説明あればお願いします。
0:08:57	日本原燃工藤です。耐震基盤01位ですけれども、こちらは前回9月9日にヒアリングはヒアリングを反映しまして、10月6日に提出したものでございます。
0:09:08	今の変更点としましては、南本石堂の液状化強度特性に係る説明につきましても、施工問題別の品質として影響度が古藤に管理されていることや、
0:09:19	液状化判定の説明について、本文と図表の内容を整合させて、
0:09:25	わかりやすくなるように記載を追加してございます。
0:09:27	後半の極限支持力度の算定における、主に内部印刷各ファイルの適用につきましても、本文と図の整合によって、は説明内容をわかりやすくなるようにしております、
0:09:40	設定の妥当性を示すために、そのJ E A Gの破壊基準の設定に係る記載を参考に追加してございます。
0:09:48	また杭基礎の越智力算定においても、改良地盤の地質区分の適用や、引抜き抵抗力の算定方針の説明について、
0:09:58	安保さんを追加してございます。追加の説明は以上となります。
0:10:04	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:10:07	それでは耐震地盤01について、規制庁はパラフィンがあればお願いします。
0:10:19	規制庁ハバサキです。最後に説明があった話っていうのは資料の94ページ最後のページ、
0:10:27	に文書として今回出てきてるとは思いますけれどもちょっと今も説明あったのかもしれませんが、
0:10:33	当初改良地盤をですね左室度の算定式を用いてたんですが、途中から粘性度で評価することにしましたと。
0:10:43	粘性としての評価ってのは電力実績もあるからということなんですけれどもそういう説明があるんですけども、
0:10:51	なぜ当初からね制度にしようとしなかったのか、まずその点について説明してください。

0:11:09	日本原燃仲間です。すいません、今東京支社接続がちょっと切れてしま ってまして今、再接続試みてる状況でございます。
0:11:20	改めて今の件についてご回答差し上げますので少々お待ちください。
0:11:27	あ、すいません、3東京支社さんはですけども、今繋がってますけど、
0:11:32	大丈夫です。繋がってます。
0:11:34	こちら規制庁ハバサキですが来サガワさん声聞こえてます。
0:11:40	であれば音声だけ今繋がってる状況になってます。
0:11:45	なので東京側で回答必要なところであれば、
0:11:48	申し訳ないんですけど教えていただければ。
0:11:52	規制庁浜崎ですがもう1回言います資料の最後の94ページのところ で、今回、改良度の物性値として、
0:12:03	当初は左室度で評価をしてました。途中から永年制度で評価を変更しま したという理由なんですけど、どういう理由から、なぜ当初から年制度 にしなかったのかその背理由について説明してください。
0:12:19	はい。日本原燃カミタイラです。
0:12:21	まず、可溶地盤の地質区分をどう扱うかということでもともこの改良 地盤する前の物性としては、埋戻度となります。
0:12:33	このメモどし度が、粘着力や内部摩擦角という物性を見たときに、冊数 と分離できるということで、その指図差湿度に対して、
0:12:44	セメント系で地盤改良をしたということで、当初差湿度として地盤改良 体を扱うという判断をしておりました。
0:12:53	それに対してですね、今回審査が進む中、他社さんの審査実績等も踏ま えて、再度確認をし、しまして、左室度と粘性度と、どちらが、
0:13:06	より発生があるかということでも検討しまして粘性度の性で、支持力 を算定した方が保守的な値となると。
0:13:16	ということと、他社さんの審査実績の中でも地盤改良体を粘性度として扱 うと。
0:13:22	いうことをがされていたことを踏まえて、今回、左室度から音制度、
0:13:28	物の取り扱いを見直すというような判断をしております。以上です。
0:13:34	規制庁浜崎です。今のご説明ですと、途中からその改良度を粘性度とし て評価した方が保守的になるから、
0:13:45	そのように変更しましたというふうに聞こえましたけれども、今6ヶ所 のこの改良地盤としての、例えば物性値だとかですねその組成だとかで すね。

0:13:55	それが本当に年制度として適切なかどうか、要はその結果的には保守的になってるからその制度にしましたっていうのではなくて、物理的にですね組成として、
0:14:06	年制度として適切、適切なかどうか。
0:14:10	それと、電力実績においても、改良度は年制度にしていますっていう、書いてあるんですけども、6ヶ所の該当する地盤が本当にその往年制度として適切なかどうか。
0:14:22	そこら辺についての説明がないというふうに思ってるんですが、今の点について説明は可能でしょうか。
0:14:32	はい。日本原燃カミタイラです。
0:14:35	すいません、ちょっと説明が抜けておりましたので補足させていただきます。当該ページ 94 ページにも記載をしていたんですが、当該改良地盤内数区分についてというところの、
0:14:47	2 段落目ですね、一方で始まっている文書なんですけども、改良地盤、
0:14:54	町の一軸圧縮強さ。
0:14:58	が、等、
0:15:02	改良地盤の物性として確認できるんですけども、その値が、土地の被水せん断強さ C_u と、
0:15:08	いうものを算定する際に、2 分の 1 することで算定ができる。
0:15:13	年制度の物性として設定する際に、この
0:15:18	一軸圧縮強さを用いて
0:15:23	設定ができますので、制度として取り扱うということに対しては、妥当であろうというふうに考えています。
0:15:34	以上です。
0:15:37	季節ハバサキです。ちょっと今の説明ってこの文章書いてある古藤しか、粹を出てないんですけどももう少し、94 ページも、
0:15:48	についてもですね、
0:15:52	何て言うんすかねエビデンスまで必要かどうかってのあるんですけど、もう少し詳細な説明、
0:15:58	してもらわないと、
0:16:04	まず当初野田設計
0:16:07	藤さん提示時代、
0:16:10	結果的には、大きな値になってたわけですから、それで申請を最初してきたわけです。
0:16:18	途中からまた、タデン他の審査状況を踏まえて、年制度にしましたっていう、

0:16:26	やはり
0:16:28	六ヶ所の何か領土として適切な
0:16:32	んなならばさ出動のままでいいわけなんで、そこら辺きちんとね制度として評価できますということ、できればできればといいますかエビデンスを含めてですね、説明するようにしてもらいたいですけども。
0:16:46	可能でしょうか。
0:16:50	はい。日本原燃カミタイラです。こういった内容を承知しました。
0:16:55	改良地盤の物性について
0:17:00	こちらで整理した上で
0:17:03	精度札度のどちらが適切かということ踏まえて設定した値、
0:17:08	について説明するようへ、対応させていただきます。
0:17:14	以上です。
0:17:15	はい。規制庁ハバサキです。今回、改良地盤という形で94ページのところでもですね記載あるんですがこれ、今後、次回の申請における改良地盤の扱いも、
0:17:28	同様になるんでしょうかそれともそれはやはり、ここ違ってくるといふうに受け取っておけばよろしいんでしょうか。その点いかがでしょうか。
0:17:38	はい。日本原燃カミタイラです。
0:17:40	今回の審査の中でこういう対応を検討しておりまして、次回申請の登用に改良地盤を用いている場合については、
0:17:50	同一の扱いをするということを念頭に考えております。
0:17:55	現時点では、こちらで記載しているように、制度として取り扱うという方向で今検討を進めておりますが、先ほど、
0:18:05	ご指摘ありましたように、どちらが技術的に正しいかと説明できるかというところ踏まえて、改めてこちらは設定をするともに、次回のものについては、
0:18:18	その考え方を踏襲するという事で進めて参りたいと思っております。以上です。
0:18:23	はい。規制庁浜崎です。次回も基本的には今日、共通条件で設定しますというお話と受け取りましたのでですね。それでしたらやはり、堀より一層ですね、この説明性の
0:18:37	を固めてもらいたいというふうに思いますので、検討の方をお願いします。以上です。
0:18:45	はい。人間、日本原燃カミタイラです。承知しました。ありがとうございます。

0:18:53	規制庁の竹田です。その他、規制庁側から特にございますでしょうか。
0:19:04	規制庁の岸野です。ちょっと点ほど確認させてください。少しページ戻りますけど、
0:19:10	43 ページ G の表の下に下線部で説明が追記されていて、
0:19:16	地震これ、MOX だったと思いますが地震力等の見直しというところの、
0:19:22	* の中気が。
0:19:25	下線で配っていますけども、
0:19:27	静的地震力 1.5C i から S クラスへの耐震クラス変更に伴う、
0:19:33	変更という説明なんですけど、
0:19:36	これはあれですか 2 年前にこの設工認の申請があった時は 1.5C i でやってたんですけどその後、スクラ数に見直したことで見直しましたという、
0:19:48	ことを説明されているんでしょうか。この見直しのタイミングってのはいつなのかってのを教えていただけますか。
0:19:58	日本原燃の尾野でございます。
0:20:02	このときの今、B クラスのですね 1.5C i というふうに書いてあるのはですね当初の 2007 年の MOX の申請の時の話でございまして、
0:20:12	そのあと S クラスになってからということではございません。
0:20:17	受注の基準ですということは、2 年前の申請時点で、もう S クラスということでは扱ってはいたけれども、
0:20:29	地震力の数値は、その 2 年前の申請から今回にかけて、
0:20:34	この
0:20:35	ちょっと理解しておけばよかったんですけどすみませんその辺りの事実関係をもう少し正確に教えていただけますか。
0:20:42	人間でございます。実際にですね極限支持力を求めるときにはですね、入力地震動の大きさにはですね関わりませんで、
0:20:55	これ一番最初からお話を申しますとですねこれをやっぱ 2000、2020 年度の時にはですね、
0:21:03	2019 年のですね建築基礎を指針の方でですね、鉛直応力に対して水平応力というのは関係なくて、
0:21:15	傾斜荷重の傾斜というのはですね考慮しないというふうなことが基準書の方に改定されておまして、それに基づきますとですね荷重が変更ここで B クラスからですね、

0:21:28	S sに荷重が変更になったとしてもですね、その傾斜の影響傾斜、傾斜はですね、影響しないということだったんですが、もともとこのMOX PA建屋につきましてはですねエビデンスが、
0:21:43	この時の使用前の結果しかございませんでしたので前々からちょっと頭を持たせていただいているんですけども記憶の記録のですね、継続性ということで使用前検査の値をそのまま適用したと。
0:21:57	ただし、2019のときに、2019年のですね基礎、指針を使いますと、下へ荷重傾斜が入ってる方がですね、保守的ということですね。
0:22:07	我々はこの数値をエビデンスとして持っておりましたのでそれを提出させていただいたということでございます。
0:22:15	清町の岸野です。すいませんちょっとご説明いただいた内容が
0:22:20	うまく理解できてなくて、35ページにですね、
0:22:24	過去からの算定の方法ですとか準拠した基準ですとかの経緯が示されているので、ちょっとこれに基づいてもう一度確認したいのですが、
0:22:36	表の35ページの表の中ほど2020年12月のMOXの欄を見ますと、
0:22:43	住居企画は基礎指針2001、10の経営者は慣用法による経営者となっていて、一応経営者は考慮するという方法をとっていたと思うんですが、
0:22:56	今のご説明だと傾斜を考慮しないでいいって言ったような気がします。すいませんそのあたりどうなってるんでしょうか。
0:23:02	これはですね、原燃の宇野でございます。このときには、2000、MOXにつきましてはですね、2001年の基礎指針を用いておりましたので、
0:23:15	そのときには、この荷重傾斜を用いておりました。その時にですねS sではなくてですね、Bクラスのですね
0:23:25	慣用法によります荷重傾斜を大津入れてたということで、これがこれ使用前検査のですねその値を持ってくるということで、
0:23:35	この数値を用いさせていただいておりました。
0:23:40	施設の施設、先ほどのご説明だと、2年前の申請の時点でもうSクラスとして扱ってたというご説明だったと思うんですが、今の説明とちょっと矛盾してて、
0:23:52	2年前はBクラスでしたということになるんですが、結局どっちが正しいんですか。
0:23:58	2年前は
0:24:01	SクラスでSクラスに変更になった時でしたので、実際には果樹地震動は、
0:24:12	地震動につきましてはS sのですね、
0:24:15	進藤が入ることになり、なっております。

0:24:19	説明します。はい。S sの地震動を使うべきだという認識はその時点で持っていたと。ただ、使わずに、1.5C iでやったっていうのはそれはどうという理由になるのかももう一度整理していただけますか。
0:24:30	日本原燃の宇野でございます。それはですね、先ほど申しましたが実際にこのP A建屋のですね、代表性をですね説明するためにはですね、
0:24:44	使用前検査の値を使うということでございまして、そのシューマイ検査の値を使うというときにはですねそのままの荷重傾斜を用いるというふうに考えました。その時にはですね、
0:24:57	我々これを書いてる段階ではですね、2019年で荷重権者というのはですね使わなくていいというふうに、基礎指針の方が変わったものですから、
0:25:09	それは保守的であるというふうな考えのもとに、この数値を出させていただいております。
0:25:16	その後にはですね、前、審査が行われるようなヒアリングを、いろいろとお話している時、してですね、バックフィットの観点から全部を見直すといったときに、
0:25:28	この過重傾斜をですね全部に対して、入れるというふうなことで設定させていただきました。
0:25:36	規制庁の区長です。
0:25:38	ちょっと理解しきれてないところあります。
0:25:41	もうあんまりここグリグリやるのはそろそろやめようかなと思いますけど、1点だけ、使用前検査を使うのが妥当だっていう、おっしゃってるんですけどその障害件数の結果、
0:25:52	このとき初めて使用したということでよかったんですか。戻ってきて、2年前の申請時なんですけど、有名な申請時に使用前検査の結果を初めて使ったということでよかったんでしたっけ。
0:26:06	日本原燃の宇野でございます。初めてというのは審査でということでしょうか。
0:26:12	規制庁の岸です。はいその通りです。
0:26:15	設工認審査についてはですね、初めて初めて過給機用の
0:26:21	費用はですね補正申請、M O X 審査の補正申請の時にはですね、この使用前を、2007年の時には使っておりますが、そのあと今回のですね、
0:26:31	今回の設工認になってからは、初出し、この申請書では初出しというふうなことになります。
0:26:37	津野岸です。はい。

0:26:39	そうですね。申請に載ってクルー上で出てきたのはその時は初めてだったと使用前検査の結果ですね、ということかと思います。一方で
0:26:50	これまでの皆さんのご説明、
0:26:54	その障害件数を持ち、結果を用いるということと、この当時申請時点で
0:27:01	用いた気架空のその住居の考え方っていうのも、同じタイミングになるのか、その以前からになるのかちょっと掴みきれなかったんですが、そちらもあわせもっての説明になっているのかなと思ひまして、
0:27:16	そこをうまく掴みきれない要因なのかもしれないです。ただ、現況ですね、最終的にこういう手を使いますよその考えはこうですよっていうところについて否定するものではありませんので、
0:27:27	今ちょっと言葉足らずだなと感じたのは先ほど 43 ページでしたっけ。
0:27:31	もう下線部の説明だと今、宇津さんがご説明いただいた内容はちょっと読み取れなくてですね。
0:27:37	集約されていると言われればそれまでかもしれないんですけども、この 2 年前の申請時点がどういう考え方に基づいていて、今とどういう差異があったのかっていうあたりはですね、もう少し
0:27:51	正確に書いて説明をしていただいた方が、理解ができるかと思うんですが、ちょっと再度この 43 ページの説明の方をご検討いただけないでしょうか。
0:28:03	日本原燃の尾上でございます。
0:28:05	これ我々がですね申請書の数値を書くときのいろいろなプロセス数のこともございまして、今ちょっとですね説明させていただいてしまったんで、
0:28:17	私どもの思いも入った説明の仕方をですね、ちょっとしてしまいましたので、もう少しわかりやすいようにちょっとここのところにですね
0:28:30	言葉を足すような形で説明させていただきたいと思います。
0:28:35	室長の岸野です。はい。
0:28:37	多分この箇所については
0:28:41	過去にも、
0:28:42	やりとりをさせていただいてどうもやっぱりスッキリしないというか、理解しきれないところが残ってしまいますのは、先ほど言いましたように、2 年前申請時点ではどういう考え方で、何に基づいていたのか今回どういう考え方で、
0:28:55	それを変えたのかというあたりかと思ひますんでそのあたりがですね、わかるような説明を、ご検討いただければと思います。
0:29:02	お願いします。

0:29:04	日本原燃の尾野でございます。はい、承知いたしました。
0:29:08	町長の嶋です。あともう1点の確認はですね、瑣末なことでありますが54ページをお願いします。
0:29:17	この図タイトルに下線がついてるんですがあの図自体は多分前回と変わっていないです。単なる下線の取り忘れだったら全然いいんですけども、
0:29:27	本来差し替えるべき図が差し替えられてなかったということはなかったかについて確認させてください。
0:29:40	少々お待ちください。
0:30:11	社長の岸野です。確認いただいて、後で教えていただいても結構ですので、確認を進めといてください。はい。
0:30:20	神野です
0:30:22	えっとですねこちら、変更点ですけども、最大接地圧の矢印からですね、はっきり包絡線のところまで、訂正を、を引いてたんですけども、
0:30:33	ちょっとわかりにくいかなと思ったところがありましたので、その発言をですね、削除させていただいたという変更点でございます。
0:30:43	町長の木野です。ちょっとどこなのかわからないですがおそらく細かいことなのでまた前回レビジョンとに比べてみます。いずれにせよ
0:30:52	載っている図に間違いはないということでよろしいですね。
0:30:56	連盟クドウです。間違いはございません。以上です。はい、わかりましたありがとうございます。私から以上になります。
0:31:06	何か規制庁側から確認
0:31:11	と、規制庁カミデですけど、今後の資料の作り込みっていう意味で、
0:31:18	昨日類型化の話をしましたけど、この耐震地盤01っていうのはどんな感じにしていくつもりですか。
0:31:27	ホールディングでございます。先ほど、地盤の申請の基本方針と、
0:31:33	久世さんから来たと同じ趣旨だと思うんですけど、
0:31:37	1回は第1回で対象手続きは終わりなんですけど、第2以降は全部設備出てくることになります。それで、例えば支持力とかワー
0:31:48	今、対象設備二つしかないんですけど、39とか45でできますんで、一覧表とかにまとめながら、支持力とか、引抜き力については、一覧表でちょっと示させていただいて、
0:32:02	具体的なやつについては、補足資料で今のように、説明していくことを考えてます。

0:32:11	連携から話はちょっと、発言す後、液状化対象層についても、いろいろ支援他に先ほど申しました、六ヶ所等だったりとか、
0:32:24	行政間ではあったりするんで、この資料を
0:32:28	審議してくようなことで、
0:32:31	余ってこうかと思ってます振幅とかは、ちょっとわかりにくくなるんで一覧表抜いを調べてまとめさせていただきたいと思います。
0:32:40	藤規制庁カミデず、一応、何となくやらなきゃいけないことは理解されているのかなと思いつつまだ具体のイメージは、おいおいって感じなのかなと受けとめましたので
0:32:53	中でもいろいろ確認をして、こういう進め方で記念なり建物と相違ないかというところは、確認しながら進めてもらうとともに、耐震建物 01 の
0:33:07	星取表みたいなところだと、今耐震地盤 01 は出てないので、その辺りでもう丸付けをしてですね、次回でどんなものが出てくるのかと。
0:33:19	いう話後は第 1 回でどこまで説明したつもりになってるのかというところがわかるようにしておいてください。
0:33:26	わかりました。設備が全部出てくることになると思うんで、その辺、どれを代表施設にしていくかということですけど代表施設をどうしていくかというのわかるようにさして、全部は出すんですけど、
0:33:39	を代表して説明していきますって言ったようなんで、耐震建物 01 とそろえながら、の資料を作成していきたいと思います。
0:33:49	はい。規制庁深見です。全部出すんですけどっていうところも、本当に全部出す必要があるのかっていうところからですね、ちゃんと話を、話とか周り、
0:34:01	どうも話をして、全体として、
0:34:06	考えそろってるかと言うことは足並みそろえながらやってもらえれば、
0:34:11	私から以上です。
0:34:13	日本語メール承知いたしました。
0:34:16	あ、すみません、日本原燃江沢です。今のカミデさんのご指摘に対して、昨日の建物 01 ですよね。昨日の議論の中では建物と記念っていうところを中心に話してましたけどそれは今のご指摘通りもちろん、
0:34:30	藤堂側も含めてということで、凡例だけではなくて今後添付する資料というところも調整することで昨日も話をしています。具体的には今週、どこかでみんな集まってやるってことなので今のご指摘を踏まえて、足並みそろえようように検討していきます。以上です。
0:34:47	はい。規制庁菅です。よろしくお願ひし、

0:34:53	規制庁タケダですその他規制庁側からそこにございますでしょうか。
0:34:59	なければ元の方から振り返りをお願いします。
0:35:04	例年梟です。この資料、振り返りですけれども、
0:35:08	まず、国の対応フィリピンの周囲の改良地盤につきまして、同時的にカロウジ等に制度を設定しているというところでございますけれども、
0:35:20	実際にメールを適用していいか、適切なのかといったところも踏まえまして、エビデンス等もつけてですね、説明を拡充したいと思います。
0:35:31	あと、
0:35:34	16 ですけども、43 ページのところにありますけども、こちらについての2年前にですね、申請で
0:35:45	算定したときの、準拠をするしたもの、また地震動についてもですね、その適用について、考え方をですね、正確に説明をですね、
0:35:57	加えたいと思います。この資料の説明追加の方針は以上でございます。
0:36:05	規制庁竹田ですありがとうございます。今の説明で、コメントございますでしょうか。
0:36:13	はい。
0:36:14	それでは次の資料の分に進みたいと思います。
0:36:18	次は、別紙 20001 の、
0:36:22	別紙 4-3 でよろしいでしょうか。
0:36:25	はい。日本原燃菊池です。C4-3 をお願いいたします。藤。
0:36:30	越智ページで 400 ページ以降っていうところで別紙 4-3 につきましては、昨日の耐震建物 30、
0:36:38	てのご指摘踏まえまして衛藤。
0:36:41	通しページで 408 ページですね。
0:36:45	こちらの、
0:36:46	はい。重要度分類の取り合い点っていうところで、ちょっと建物さん中での、
0:36:53	記載を受けまして、まずは原則弃っていうところと、その他に記載すべきものとして、二次閉じ込めとあとは逆流防止っていう水封の部分ですかね。
0:37:04	その辺をちょっとまとめて書けるような内容に
0:37:10	種見直しの方をさせていただきたいなっていう、はい。
0:37:17	ありますでしょ。
0:37:22	はい。はい。なので今、
0:37:25	今記載している説明に足りない部分については一応加えさせていただきたいというふうに、

0:37:31	書いてございます。
0:37:32	ていうのが一つと後は、もう一つ今回
0:37:36	436 ページ以降のところ申請設備の 10 分類ってところで、
0:37:42	計算書を添付するしないってところを設備リストの方を基にしてと。
0:37:50	整理をしたものとしてお出しさせていただいておりますけども、そのもととなってます施設、
0:37:56	設備リストですね。
0:37:58	こちらの方共通 0809 側のブラッシュアップ踏まえて今週再度
0:38:04	お出しする予定になっているというところで
0:38:09	そこで再度お出しさせていただく、共通 0809 側のものと、再度整合を図った上で、こちらの方も再整理をさせていただきたいないうところが、
0:38:22	1 点と、あとその整理の過程を、
0:38:25	です、ちょっと今お出しさせて、
0:38:28	いただいた点。
0:38:31	大変申し訳ないんですけども 5、通しで 588 ページですね。
0:38:38	こちらとその整理の過程で、注記を付しないと、わからないないうところで注記を書かせていただいていたんですけども、こちらの方につきましても、
0:38:49	現時点、
0:38:50	にはなってしまいますけども注記の*の 1 だけを残して他は、
0:38:57	削除しても内容がわかるというところで今整理してますのでそういった修正を加えさせていただきたいと。
0:39:04	考えております。
0:39:07	はい、説明としては以上になります。
0:39:11	規制庁の竹川です。ありがとうございます。藤では別紙 4-3 について説明。規制庁側から確認あればお願いします。
0:39:20	規制庁カミデさん。
0:39:23	区分のところですね、説明ありましたけど昨日の話を踏まえてやってもらえればと思います何か
0:39:31	まとめますみたいな話だったと思うんですがまとめるかどうかは別として、
0:39:36	これはセル中のものですよとかですね、
0:39:40	要は、安全設計全体をちゃんと
0:39:43	示して、なおかつ、要はこういう設計の方が、

0:39:48	ふさわしいのでっていう話だと思うんで、
0:39:53	そういうところがわかるように、
0:39:57	その上で同じであれば、まとめてしまえばいいし、
0:40:00	後でお願いしますで。
0:40:02	最初の説明でもう1個あった計算書つけるつけないっていう話が何か妙に気になったんですけど。
0:40:09	どういうことなのか、我々にこの資料を見て、
0:40:13	これは計算書付きます付けませんっていう話を、今の段階で認識合わせたいのかっていうところなんですけどその辺等、
0:40:24	あと日本原燃キクチSと付きます付けません。すいませんちょっとそういった言い方を、にはなってしまったんですけども計算書自体が配管であれば
0:40:35	配管の支持方針の別紙でお示ししてます。
0:40:40	あれが当然支持間隔表。
0:40:43	向こうに、それがそのものとして該当しますっていうところでその所在をちょっと明らかにするっていう意味で
0:40:51	この分類表の方を、
0:40:54	出ささせていただいてたっていうところで、当社の第1回の範囲に限ってはいたんですけども本当
0:41:02	どこにぶら下がるものだっていうような趣旨であれば次回含めてっていうところも、
0:41:07	どう出せる。
0:41:08	ていうところを踏まえまして、ましてちょっと今回、第1回に限らず次回分含めて衛藤。
0:41:16	設備リストのほうをもとに整理をさせていただいたっていうところになってございます。
0:41:23	あと規制庁カミデですけど
0:41:25	結局何言われてるのかよくわからなくて我々にが、我々は何を確認すればいい。
0:41:32	いいですかそれとも何か聞きたいこと認識合わせたいことっていうことなんですけど、何の説明だったんで、
0:41:43	少々お待ちください。
0:42:42	と規制庁カミデです。
0:42:45	最初に説明されたことに対して、
0:42:48	どういう説明だったんですかって聞いただけなんですけど。
0:42:51	この時間は一体何なんでしょう。

0:42:55	すいません日本原燃菊池です。
0:42:57	と、
0:42:59	当然こちらでお示しをしたかったっていうのが
0:43:03	計算書をここに出していくものっていうところとあとは
0:43:08	各配管なりダクトの低ピッチっていうところで標準支持間隔書、
0:43:14	でお出しするっていうものだったりあとは新設の設備なんかもありますので、そういったものを、
0:43:19	ここで、
0:43:21	お示しをしたかったと。
0:43:23	いうところになってました。
0:43:26	待ってます。
0:43:35	はい、規制庁カミデ。
0:43:39	でっていう感じなんですけど。
0:43:41	いや、この丸つき合ってますかねっていう話ですか。
0:43:50	そうですねはい。日本原燃敷設すると。
0:43:55	合ってますかってませんかっていうのではなくてこういった形で
0:44:01	申請対象設備の重要度分類っていうのを示していくっていうところで、
0:44:06	この形で整理をしてお出しさせていただいてたっていうところですよ。
0:44:11	規制庁鏡です。よくわからないんですけど、こういうものは耐震計算書つけます付けませんっていう話は、
0:44:18	昔の委員会ペーパーにも書いているし、
0:44:24	どういう審査をするかっていうのが書いてあったと思いますし、今更、
0:44:28	あの論点がないと思うんですけど、考え方は変わらないですよ。
0:44:36	日本原燃布施です。はい。考え方は変わらないです。
0:44:40	規制庁カミデつって、
0:44:42	これが、
0:44:44	正すとは言ってもですね。
0:44:46	ただ、結局ホシトリにしまっただけ妥当じゃ全部見なきゃいけないって話になっちゃって、
0:44:54	こういうものは計算書を添付しますこういうものは、基本方針の記載で充てます。あとは事業者管理でありますっていうのは申請書全体を見たときにどっかに書いてあります。
0:45:15	日本原燃こっちですすいませんちょっと申請書全体っていうところでは、ちょっと私の方、ちょっと言い方があるんですけども、
0:45:27	1期ストンと、ここの申請設備の重要度分類表っていうところで整理していたっていうところですよ。

0:45:35	はい。成長紙です。なので結局下じゃ全部見てくださって言われたもんだと理解しますが、今まで類型化の話でも言ってますけど、考え方を記載すればあとはこの通りやっていますよっていう説明でもいいんです表熱くにしてもですね。
0:45:51	そういうふうを示したらどうかなと思って言ってるだけなので、とは言っても、
0:45:58	実用炉もそんなこと書いてないし、私を見ておいてくださって言われれば、見えますんで、
0:46:05	どうしますかその場合
0:46:08	設備リストとの対応を概要で作りましたって言われましたけどさすがに、設備リストと対応と我々がどういう視点で見ればいいかぐらい教えてもらいたいんです。
0:46:24	日本原燃菊池です。六ヶ所側、
0:46:28	サトウさん大丈夫ですか。
0:46:32	はい。
0:46:34	許認可サトウです。この分類表のチェック設備リスト側の方らの耐震設計区分のところとですね致命傷の対応関係を一対一でチェックして、
0:46:44	設備区分の対応関係で見ただくと一応確認することができますが、先ほどキクチご説明あったと思いますけども 08 棟で建物とかですねその辺の
0:46:56	まだ反映がですねこれから対応するという部分もありますので、対応関係としてはそういった形で一対一で対応、確認ができるようには、作ってございます。以上です。
0:47:13	あと、規制庁カミデさん。
0:47:17	ちゃんとそういう考え方をどっかにかけますって答えがあるもんだと思うんですけど、まさかあの全部見ろって言われると、もういませんでした。はい。
0:47:26	設備区分でいうと、あれですかね。
0:47:32	設備区分の欄で本当に、
0:47:36	随分、
0:47:40	設備区分っていう、火災防護設備とかって書いてあるわけで、これでアース計算書つくんだらうかって、全然わかんないんですけど、本当ですか。
0:47:51	許認可サトウです。そういう意味では確かに今、上出さんがおっしゃられた通りの部分があると思います。にくいというか、そういうのがあると思います。

0:48:03	すいません。院長。
0:48:06	ちゃんと考え方を、こういうふうに、
0:48:10	こういうものを計算書をつけてこういうような事業者の管理でと。
0:48:14	個人宛ということ、申請書内のどっかちゃんと示すようにしてください。あとヒアリングの時はちゃんと
0:48:23	わかってる人が回答してもらわないと、
0:48:28	本当かなと思って実際今、設備リストんみたらやっぱりそれじゃわかんないでしょっていう状態なので、こんなヒアリングの方におよんで、
0:48:38	続けてると全然終わらないので、
0:48:41	その辺は各担当者っていう、もうちょっと上の方だと思うんですけど、もうちょっと対応を、
0:48:46	きちんとできるようにしてもらいたいんですけど、何か。
0:48:50	どなたか発言いただけませんか。
0:48:54	あれはムラヤマです。
0:48:56	おっしゃる通りだと思いますのでその辺整理しというか
0:49:00	一応、代田岩見、Sクラスについては警察につけます。
0:49:04	Bクラスについては何らかの要因で、別に別の原因でつけますとかいうのはちゃんとす。
0:49:10	あると思いますんで、すいません整理した上でご回答資料作っ提出させていただきます。規制庁確実単純に計算書付けてつけないという話でもなくて、昨日もこんな感じだったんですね前半特に前半どう。
0:49:25	ヒアリングが、何か回答が全然とらえ、どうやってない、もしくはちゃんと事実関係として正しく答えてもらえないっていうことが続いているので、
0:49:35	お願いしたということで、この件だけではなくてちょっと全体的な対応として、もうしっかりしてください。
0:49:46	はい、わかりました。はい。ムラヤマですはい。
0:49:54	はい。
0:49:57	規制庁カミデなのでその辺はちゃんとわかるようにしてもらえればと思いますということで、
0:50:05	この資料にあまり時間を使うつもりはなかったんですけど、私としてはとりあえず以上
0:50:12	田仲規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:50:17	よろしいでしょうか。
0:50:18	それでは下の方から振り返りをお願いします。
0:50:23	日本原燃基地と重要度分類の区分点の取り合いっていうところは昨日の

0:50:29	議論を踏まえまして記載のほうを修正をさせていただきますというところ、あとは今の申請設備の重要度分類表ですね。
0:50:38	この各考え方っていうところをきちんと記載した上で、再度資料の方をさせていただきます。以上です。
0:50:50	規制庁の竹田です。ありがとうございます。今のコメント、今の説明でコメントございますでしょうか。
0:51:00	それでは次の資料の確認に進みます。
0:51:04	次の資料は、補足に飛ぶのでしょうか。
0:51:10	日本原燃菊地生と次は別紙 4-4 をやらせていただいてそのあとに、耐震基準の 03 っていうところで、
0:51:19	進めさせていただければと思います。
0:51:23	金城タケダです。わかりました。それでは別紙 4-4 について説明をお願いします。
0:51:30	はい。日本原燃菊池です。別紙 4-4 っていうところで建屋のところとあとは、
0:51:36	第 1 回の申請の冷却塔っていうところで 641 以降のところになりますけども、当工事課で、対象となる施設が出るのか出ないのかっていう部分。
0:51:50	あとは
0:51:52	冷却塔ですね。
0:51:53	この、この名称の方の修正っていうのを、主に
0:51:58	対応させていただいております。
0:52:01	はい、説明としては以上になります。
0:52:04	規制庁の武田です。ありがとうございます。それでは規制庁側から確認をお願いします。
0:52:13	規制庁上出です。
0:52:16	あんまり、
0:52:19	特にこれについてはないかなあとは思いますけど。
0:52:24	あれなんですね。例えば、
0:52:30	643 ページとかで、
0:52:33	配管の名称が、
0:52:36	なかなか第 1 回申請範囲部分って言ってこれ前半で、
0:52:41	定義はしてるんですけど、
0:52:44	もうそんな書き方しかできないよってことですか。
0:52:57	少々お待ちください。少々お待ちください。
0:53:12	現状、すいません

0:53:15	仕様表に書いてある名称をすいません日本原燃メトキです。仕様書に書いてある名称。
0:53:21	まず、対象配管として書いておりました、
0:53:26	そのあと今、定義づけのところは確かに第1回設工認申請範囲部分っていうふうにはなっているんですけども、
0:53:33	今、赤嶺さんがおっしゃったようなこの括弧書きがどうにかならないのかっていう、
0:53:38	そんなご質問。
0:53:39	と受け取ったんですけどもまずその認識合ってますでしょうか。
0:53:44	はい。規制庁神尾です。641ページだと思いますけど、
0:53:50	どうにかならないかっていうほどのことでもないんですけど、
0:53:54	冷却性周り配管及び弁として書きつつ、括弧書きで詳しいことを書いて、
0:54:02	それをさらになんか第1回範囲って言ってますけど、これは
0:54:06	普通に周り配管及び弁として、括弧書きでこれこれ含むと。
0:54:12	これこれこういうとかですね、言ってしまえば別にあの周り配管及び弁で済むはだけの話だと。
0:54:19	思うんですけど、
0:54:21	何か、どういう考えなのかなと思って聞いてみたら、
0:54:25	日本原燃メトキです済みです。すいません安全冷却水B冷却塔周り配管弁っていうところで1回定義づけをするべきだったんですけども、何か2回定義付けさせてるようなちょっと状況にはなってますので、
0:54:39	まずは、使用表明書、
0:54:42	本文に書いてある使用表名称として配管名称、明示した上で、そちらの配管に対して、安全冷却水Bでいくと配管及び弁ですよと。
0:54:53	いうことを逆に定義づけるような形で修正をさせていただきたいと思います。
0:54:57	以上です。
0:54:58	はい。長川満本当に書きぶりのセンスの問題なのでだ、いいの悪いのっていう話じゃないんですけど、ちょっと気になったんで、
0:55:08	言ってしまいましたので、よろしく申し上げます。私の方からは、それぐらいです。
0:55:16	規制庁の竹田です。その他規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:55:26	よろしいでしょうか。
0:55:27	それでは峯の方から振り返りを申し上げます。
0:55:34	日本原電メトキです。衛藤。

0:55:38	客等に関する配管の名称のところにつきましては
0:55:43	対象表に書いてある名称Upperと、それを
0:55:49	今後、以下どういうふうを読むかっていうところについて、
0:55:52	ちょっと回りくどい言い方になってますのでそこについては適切に修正させていただきますと思います。以上です。
0:56:00	規制庁竹田ですありがとうございます。今の、
0:56:03	説明でコメントございますでしょうか。
0:56:08	よろしいでしょうか。
0:56:10	では次が、耐震基準 03 ですね。
0:56:14	こちらの資料について原燃から説明をお願いします。
0:56:17	はい。日本原燃スケカワです。令和 4 年 10 月 11 日に提出しております。大変記念 03R10 につきましては、江藤、前回の R 提出 R9 から大きく 3 点。
0:56:30	を修正してございます。
0:56:32	まず 1 点目なんですけども、通しページ 19 ページ目から 23 ページ目になります。接続部の観点におきまして、衛藤。
0:56:41	上位クラスの方から検討除外するということまでは前回書かせていただいていたんですけども、具体的な設備というところが、前回まではございませんでした。
0:56:50	これに関しまして具体的にどういったものをその対象外とするかというところの方針を書かせていただいたというのがまず 1 点目の修正点になってございます。
0:56:59	2 点目といたしましては、通しページ 32 ページ目になります。
0:57:04	こちらの方につきましては
0:57:07	32 ページ目の方で、PPSG といった対応扱いと記載していたんですけども、再処理施設につきましては、すでにPTSDがとせ、
0:57:16	されているところもございますので、これを同意えと。
0:57:21	日付設定するかというところを、メール化したっていうところを最後の 32 ページ目の一番最後のところに記載させていただきました。
0:57:28	これが 2 点目となります。3 点目なんですけども、3 点目といたしましては、前回のヒアリングの中で、別紙、すみません、添付資料 5-1 とつけているものに対しまして、下位クラスのステータスというところを
0:57:42	行っているかという約束がございました。それに対しまして現在のステータスというものを通しページ 94 ページ目のところに記載させてい。
0:57:50	追加させていただきました。
0:57:54	こちらの方の 94 ページ目について少し補足させてください。

0:57:59	現状再処理施設の東海クラス施設のリストというものにつきましては、この 94 ページ目下の方に、
0:58:06	記載させていただきます通り、DBとSAというものに対してを載せる形になってございます。まずデービーの状況なんですけども、
0:58:13	1 回品性のテレビについてはすべて反映してございます。
0:58:17	で、やはり 2 回分についてなんですけども、こちらについては、江藤、須藤金家相対変位ってところまで反映してきてございます。
0:58:25	鉄道区分の方につきましては現在閉塞等確認対応等を実施しているというところで現状の輸出には含まれていないというふうな状況になってございます。
0:58:34	転倒落下の方なんですけども、円筒落下につきましては、一部、江藤、まだ残っておりますがそれ以外は医師でございます。一部というものに関しましては、浅井河本の対応で、齋藤板野様に、現在設計をしているものっていうのは、現在リースの方に入っていない土地がございまして。
0:58:53	続きましてSAなんですけども、SAにつきましては、こちら、衛藤の資料の冒頭、及び江藤基本方針 114 の中にも記載させていただきます。
0:59:03	記載させていただいてございますが、重大事故ものに関しましては、今回基本方針の中でも、次回で示すということ。
0:59:11	と記載させていただいてございました。の関係からSAに関係する波及的影響の対象施設につきましては、理事会の方でつけさせていただくというふうに考えてございます。
0:59:21	江藤冒頭の補足事項としては以上となりますよろしくお願いします。
0:59:27	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
0:59:30	それではこの資料について確認があればお願いします。
0:59:36	藤規制庁カミデですねえ。
0:59:41	まず最初が、
0:59:45	接続部の話がいろいろ出てきましたねってことですね 20 ページぐらいで、この考え方に基づいて、今回リストをついてますけど、
1:00:00	66 ページ以降のJISとついてますけどその考えでも基づいて、
1:00:07	選定した結果ですってことでいいんですね。
1:00:12	はい。日本原燃助川です。今、江藤カミデさんの方からご説明があった 60、すいません、29 ページ目以降につきましては、接続の観点というところに関しましては除外するものの考え方を記載させていただきました。

1:00:26	この考え方に基づいて接続部の方は、リストのほうに載せるんですけども、先ほどすいません冒頭で説明させていただきましたが、まず、接続部というところに関しましては、
1:00:36	閉塞事象等の確認等を実施しているというところで、現在江藤場面共有させていただいております接続部の方の、
1:00:44	リストの、すみません、下位クラスのリストの方には、まだ反映されていないというふうな状況になっているというところを冒頭で説明させていただいたというところになってございました。以上です。
1:00:55	規制庁カミデですその辺がよくわからなくて、
1:00:58	14 ページだと、
1:01:00	D B の範囲において、第 1 回反映済み、一方で第 2 回未反映ってなっていて、
1:01:11	どっちも反映されていて、それでいってさっきの 19 ページ 20 ページの説明があればこの 1920 の考え方に基づいて、
1:01:22	検討した結果が 60 何ページの表なんだなっていうのがわかるんですけど。
1:01:29	その辺、第 1 回は反映だけど第 2 回分け範囲で、今、不閉塞のところにも言われてて、そうなる結局ステータスがよくわかんないんですけど、ちゃんと説明できます。
1:01:42	すいません日本原燃スケカワですすいません、この 94 ページ目っていうところの、補足事項がすいませんちょっと足りておりませんでした。申し訳ありません。
1:01:50	第 1 回の申請範囲につきましては、安全冷却水冷却塔と安全流出冷却塔の配管というところの対象になってございまして、こちらの配管につきましては、今回この別紙 1-1 というところで、
1:02:05	97 ページ目からその結果を示させていただいてございますが、
1:02:10	接続部の観点に関しましては、衛藤、
1:02:13	取り合ってる下位クラス施設っていうものはないというふうな結果でまずは確認をさせていただきました。なので、対象がないということを示させていただいてるところで、先ほどの 66 ページ以降のリストが出ないということになっているんですけども、
1:02:26	ないということ踏まえまして今回この 94 ページ目のところについては、済みというふうに書かせていただきました。すいません、ちょっとここにつきましては、衛藤記載、
1:02:36	反映済みという言葉だけでは、
1:02:39	季節に意図が伝わり、

1:02:42	ありませんので、94 ページ目の記載ところは修正させていただきたいと考えてございます以上です。
1:02:49	規制庁上出です。
1:02:52	もともと何で 20 ページ以降の記載を拡充したかっていうと、そういう考えでも、リストがついている以上、どういう考えでやったのかっていうのを明確にしとかなきゃいけないから、その説明が、
1:03:05	いるんじゃないですかって言ったつもりなんですよ。結局 R I S 等に、今実際に上がってるもの 2、20 ページの考え方を使っていないのであれば、結局載せなきゃいいじゃんっていう話にまた戻っちゃう。
1:03:19	そうですね。その辺、こちらの問題意識をちゃんと理解した上で、書類上の対応をしてもらわないと、ただただ混乱するばかりなんですけどいかがですか。
1:03:33	日本原燃星野です。今上出さんからご指摘いただいた通り、
1:03:39	私どものちょっと理解が不足しております、
1:03:44	1 階の範囲では接続部の、先ほど対拡充している内容というのは、適用するものが、現状、添付 5-1 に反映されてませんので、
1:03:54	現段階としては記載を削除させていただきたいなと、改めて思い直したところです。申し訳ありません。
1:04:03	規制庁カミデです。とはいえ、もう載せちゃ何回も入れたり消したりするのもあれなんで、これらに対するものは第 1 回ではなくて第 2 回で、
1:04:15	その結果を示しますっていうのは、20 ページとか 19 ページに入れてもらえば、ていうことかなと思いますけど。
1:04:24	ちょっとなかなかコミュニケーションうまくいかないんですが、その辺対応をお願いします。
1:04:31	日本原燃星野です。おっしゃっていただいた通り書いたり消したり繰り返してるところがあるので、この範囲については次回に適用される方針だということを、
1:04:42	明記させていただきたいと思います。
1:04:45	以上です。
1:04:47	はい。すいません、臭えサガワです。少し補足させてください。
1:04:51	今の方針っていうところには今内野星野が言った通り記載しますと、この 94 ページ行った時に、言葉見ますと反映済み未反映。
1:05:02	反映済みに注記あるっていうところも、その辺が足りてないから今の議論になってると思いますので、20 ページぐらいのところにあります方針に記載した上で、

1:05:12	こちらの表でもそういうことをやっていくんだ、今のステータスはそうなんだっていうところをもう少し丁寧に修正いたします。以上です。
1:05:20	はい、規制庁かみずほ
1:05:24	あと、先ほど説明の中で、今回、甲斐子安と、
1:05:34	110 ページなんかを見ると、
1:05:37	何か取り合ってるように見えるんですけど、
1:05:41	とり合っていないでしたっけ。
1:05:44	すいません日本原燃スケカワですいませんちょっと私の言い方が間違っただ。これすみません 198 ページ目をちょっと見ていただきたいんですけども。すいません、冷却塔について取り合ってるものはございませんでした。
1:05:55	で、冷却塔配管については取り合ってるものはあるんですけども、本市の方で示してございます。隔離される弁というところがございまして、そこで機能的な担保がとれるというところで、衛藤。
1:06:07	最終的には、ハイクラスの破断を起こったとしても影響がないというところでこの接続部の観点で、波及的影響を与えるものはないというふうな整理しているところでした。すいませんそこを私が衛藤。
1:06:19	圧縮して話を説明させていただいた上で、すいません、ちょっと対象がないというふうな話をさせていただいてございました。申し訳ありませんでした。
1:06:28	はい。伊勢。
1:06:30	まあ、いい間違いというか、
1:06:38	あとはあれですね、
1:06:40	もう、
1:06:41	ですけど、耐震建物 01 側の、
1:06:45	お 1 人表でドーンどうなるのかっていうところを踏まえて、
1:06:51	次回どれぐらいのものが増えてくるのかっていう。
1:06:56	ことを示してもらわなきゃと思ってますけど。
1:07:00	その辺は、
1:07:02	対応は大丈夫ですかね。
1:07:05	はい。日本原燃佐川です。先ほども藤堂の時に話しました通り、今の三角に当たるところっていうのがかなりポイントになるということで昨日の議論。
1:07:16	しておりました。そうなったときに、ワードで、ちょっと一覧表という話があったのと、次回で今回、今回示していないところを足すっていう

	ところ、そこをどのように示すかというところを含めて、全体を検討したいと考えてございます。
1:07:32	なので今の神野さんのご指摘も意識、意識の中には持っておりましたというところでした。以上です。
1:07:38	はい、規制庁カミデさん、この資料は。うんちょっと経路が違うよなあと思ってて、
1:07:45	累計をそのままパネット保守とりでを組み、ええ。
1:07:51	ME入れるべきなのかどうなのかっていう感じも
1:07:55	しすので、判例の、
1:08:00	記載に従って、
1:08:03	今全部三角がついてますけど、
1:08:06	どうなんだろうって感じがしますその辺は第2回に向けてもまた整理をしていけばいいっていうことで、
1:08:15	ちょっと先の話というか、応用編みたいところではありますけど意識としては、
1:08:22	何となくこの万。
1:08:26	何か資料の性質によって、ちょっと見せ方工夫が要るんじゃないかというところも頭に入れておいてもらえればと思います。
1:08:37	はい、井上サガワです。はい、ご指摘理解してます、白丸っていうところと三角、もしかしたらもう1個増えるのかなと思いながら、それぞれの資料の特性特徴をすべて分析した上で、どうするかということを検討することで考えておりましたので今のご指摘踏まえて検討いたします。以上です。
1:08:56	はい。規制庁紙ベースわかりました。そもそも類型化で話をしなくてもいいかもしれないので、
1:09:03	その辺も、
1:09:04	踏まえ、うん。ただ、一応あれですかね、当てはめてみてっていうところかと思いますので、
1:09:11	鋭意検討いただければと思います。以上です。
1:09:17	はい、岩根サガワです。カミデさんの応用へっていうところの言葉も受け取りましたので、ちょっと検討いたします。以上です。
1:09:29	規制庁タケダです。その他規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:09:35	よろしいでしょうか。それでは下の方から振り返りをお願いします。
1:09:40	はい。日本エヌスケカワです。こちらの大変記念03につきましてはまず接続の部分に関しましては現在書いてる方針というところが第1回で

	ない部分ございますこちらがこれからであることという交渉がわかるように都市内の中の
1:09:53	資料の方を拡充いたします。それと併せまして、現在つけてございますデータ数のところにもそちらの方に反映しますとまず1点目の修正になります。
1:10:01	2点目といたしましては、江藤先ほどから議論がございます。建物01というところの類型との整理を踏まえましてこちらの資料におきまして、理事会で、
1:10:12	どういったものを出すかっていうところを、資料の性質を考えて、整理をさせていただきたいと考えてございます。以上となります。
1:10:19	規制庁の武田です。ありがとうございます。
1:10:22	規制庁側からコメントございますでしょうか。
1:10:29	よろしいでしょうか。それでは、次の資料の確認に進みたいと思います。
1:10:36	次は別紙4-4でよろしいでしょうか。
1:10:43	日本原燃菊池です。次は別紙4の方でお願いしたいと思ひまして、はい。で、
1:10:49	このまま続けてよろしいですか。はい。お願いします。
1:10:53	はい。
1:10:55	別紙4-5、地震応答解析の基本方針につきましては屋外の、
1:11:00	構築物ですね、に関しての方針のほうの記載を拡充。
1:11:05	してますってところでページで言いますと665ページ。
1:11:10	から660。
1:11:13	6ってところですね。
1:11:17	あと、
1:11:19	あとは、676ページの方で
1:11:24	構築物に関しての記載の拡充をさせていただいております。主な修正点としては以上になります。
1:11:32	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。
1:11:35	それでは規制庁側から、別紙4-6について確認あればお願いします。
1:11:44	4号ですね。はい。藤規制庁カミデです。665ページですけど、
1:11:54	直ったところで、事故等が、時刻歴とスペクトル、もうだれ使いますと言って時刻歴はとって、
1:12:04	式が示されてますけど、
1:12:07	もう1個のスペクトルモーダルの説明がこれだと抜け落ちてるように見えますけど。

1:12:13	どう見ればいいですかね。
1:12:19	はい。
1:12:20	日本原燃の成田でございます。
1:12:23	ここに関しましては4-1-1の耐震設計の基本方針の中で、衛藤3点説明しております、衛藤時刻歴とスペクトルモーダルを規制した。
1:12:35	という形になっております。で、スペクトルモーダル法に関しましては、次回で示すことを考えております。以上です。
1:12:47	規制庁、カミデです。
1:12:49	まずそういう場合って、
1:12:52	申請書に何か書くんじゃないんですか。
1:13:05	そうそう。少々お待ちください。
1:13:12	日本原燃の成田でございます。
1:13:14	すいません備考欄のところでちょっと工事課に示すということを書いておいたんですけども、ここです、しっかり記載しなければならないというところでもありますので、
1:13:29	設計いたします。すいません。次回以降、示すということを追記いたします。以上です。
1:13:35	すいません日本原燃河村です。今のところにつきまして綺麗がもうちょっとそこを足さないじゃないかなってところがございましたので一度全体見て、ちょっと江端します。はい。以上です。
1:13:48	はい、そのルールに則ってと、きちんと次回で示すものというところを書き出します。以上です。
1:13:56	はい。規制庁可児です。
1:13:59	ここで665ページってこれ、建物構築物、
1:14:03	建物構築物でスペクトルモーダルで、
1:14:07	やるものって具体の対象なんですか。
1:14:15	はい。日本原燃の成田でございます。竜巻飛来物防護ネットのすいません、飛来物を竜巻防護対象設備のうちですね、
1:14:25	建屋の屋上とかにつきます、ついておりますダクトを守っております防護板を、今、スペクトルモーダルでやっております。そこを意識して記載したものであります。以上です。
1:14:41	はい。
1:14:43	わかりました。
1:14:45	あと、
1:14:46	おりますと5、

1:14:50	一方で、冷却塔、冷却と一緒にK-NETでしたっけ、スペクトルモーダルで使ってるやつでパレスで何かやっていますよね。冷却とか、
1:15:00	それは書かなくていいでしたっけ。
1:15:05	建物構築物っていうよりは、
1:15:08	井川な感じがして、
1:15:12	じゃあ、今どう仮定だっけという話です。
1:15:17	その 669 ページを、
1:15:20	こういうその説明になってるってことですか。
1:15:27	すいません。日本原燃河田です。先ほど木部が持ってお話したんですけども、ページの 672 ページですね、ここで綺麗能勢クトルモーダルの解析法っていうところで、
1:15:38	すみません、きちんと書いておりましたので、ちょっと先ほどの全体綺麗持っていたのは間違いでしたすいません。
1:15:48	はい、規制庁カミデです。わかりました一応改定というか、何かあれですね実用と一緒にですけど、
1:15:59	スペクトルモーダルと言ったり、設計用床応答曲線等行ったり、何かまるで違うような感じがするので、
1:16:08	あれかな、660。
1:16:12	しょうがないんですかねえ。なんか、何とも言えないなっていう感じがしますけど。
1:16:19	はい。とりあえず状況としては理解しました。
1:16:24	あとですね、
1:16:28	の方だと。
1:16:36	166 ページで、
1:16:41	ここの解析モデルの考え方なんですけど、
1:16:46	これも今冷却塔基礎とネットって出てます、工事機械を。
1:16:52	見せて、しかも類型化っていう時にこれってどういうふうに書いていきますか。
1:17:05	例年、何か少々お待ちください。
1:17:09	はい。日本に投資でございますここで、将来的なところでいきますと第2回申請になっていきますと建物関係の方も出ていく形になって参りますので、そうしたときに共通的なそのモデルの考え方で、
1:17:23	もし連携モデル使っているものであればまとめて記載するといったところで、ここのこういった今回ちょっと大会申請のところでのこの二つのみでしたのでちょっと調べさせていただいておりますけども、

1:17:34	基本的に次回申請だったものが出てきた時にはその各指定受けなり市で作ってるものを考え方のものと、どういう違いによってちょっと切り分けるような形のところで記載の方は
1:17:45	できる限り副まとめた記載になるような形のほうでちょっと調整していきたいというふうに考えてございます。以上です。
1:17:52	藤規制庁カミデです。今のお話は、第2回はコンパクトにしますけど第1回は少ないんだから、
1:17:59	このままでっていう話なんだと思いますけど、それをやった場合、やっぱり完成形が非常に
1:18:09	何かまとめて書いた建物みたいなものがあるってその下に何故か、Dの基礎があって、
1:18:16	だけどAの基礎はその上のどっかに入ってるみたいな感じなので、今の段階からまとめて書いた方がとは思いますがどうかですか。
1:18:29	はい。峰トガシでございます。
1:18:35	今赤嶺さん、おっしゃっていただいている部分のまとめて書いたところとちょっと私がちょっと今思っていたのがちょっとこの日の1のところと試験系モデル、今回がある意味、FMモデルのもの等、下請けモデルのものっていったところで、第2回で出てくるような、
1:18:52	見据えたところでのそのモデルの違いでのまとめになってるかなと思ってございまして、第2回目申請以降のところはこのポツのところを、建物及び、
1:19:05	屋外機械基礎みたいな形のところで記載することに、
1:19:09	まとめられるのかなというふうに思っております。そういった意味でいうとちょっと今回のそうですね、こういうのを説明してあれなんですけども固有の名称を上げるのではなくて、
1:19:20	ある意味、建物と屋外基礎みたいな形のところでそこを記載させていただいて、Bポツのほうを将来的なものを見せた。
1:19:29	名称をちょっと記載するような形のところで、あまり個別名称にならないようなところでちょっとまとめるような形の方で、
1:19:38	長大のところを少し見直したいというふうに思います。以上です。
1:19:42	はい。規制庁、小尾ですよろしく申し上げます。
1:19:46	大体イメージやっています。建物と基礎をまとめて書くのであればそうですし、
1:19:51	建物と基礎を分けるならそれぐらい分けて持っては思いますけど、
1:19:57	木曾の場合は、このなお書きみたいのを書かなきゃいけないので、

1:20:01	いうのはあるかもしれないですけどそれぐらいのまとまりで書いてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。
1:20:08	はい。浦議員等でございます。いたしましたような形の方で表題の方適切な表題の方をつけさせていただくような形で調整いたします。
1:20:18	はい。規制庁小峰です。
1:20:20	あとですね
1:20:25	676 ページなんですけど、下の減衰の表で、
1:20:33	座屈拘束ブレースって、
1:20:37	何も注記とかないんですけど、何かこれによって算定しましたとかってないんですかね、どういう考えで、
1:20:44	2%でいいのかって感じなんですけど。
1:20:53	少々お待ちください。
1:20:58	日本原燃鶴田です。えっとですね座屈拘束ブレースにつきましてはですね実際に荷重を負担する部分が鉄骨構造ですので、て鉄骨の部分と同様に2%と考えております。
1:21:10	鉛直方向についてはですねモデル化をしておりませんのでバーという形で示させていただいております。
1:21:18	日本原燃杉田でございます。そちらにつきましては計算書の方で説明を記載したいと思っております。以上です。
1:21:29	はい、規制庁カミデさん、あとあれですね排気塔も。
1:21:34	投信が、これは1%なんですか。
1:21:41	鉄骨だったように思いますけど。
1:21:51	日本原燃の成田でございます。投資に関しましては、豊溶接を溶接さ、生接続されているため、1%としております。以上です。
1:22:05	あと、規制庁カミデです。どうやって括弧をもうちょっと整理した方がよくて、基本的にはジャグに載ってる。
1:22:13	ものはそのまま書きますっていうことなんだと思うんですね。
1:22:19	とは言っても、今言ったように溶接構造統合とリベット構造で減衰違うし、その情報がわかんないので、結局じゃあこの減衰の表、正しいかどうか見てくださって言われても我々見ようがないっていう所。
1:22:34	代ですから、
1:22:36	J-R2 との対応が見えるように、
1:22:40	ブレースみたいに、考え方を言わないとわからないものは書いておくっていう感じなんじゃないかなと。
1:22:49	思いますけど。
1:22:51	そうですか。で、

1:22:53	うん、そうですね。とりあえずその辺いかがですか。
1:22:59	はい。日本原燃原田です。ちょっとこの表にですね今おっしゃっていたVリベットなのか溶接なのかっていうところで、件数がわかりますのでちょっと表を一行追記してですねその辺の情報を追加したいと思います。以上です。
1:23:14	はい。
1:23:16	あとあれですね。
1:23:18	のやり方も、建物屋外基礎を5対策せずで廃棄等ってなりましたけど、
1:23:27	一方でさっき話をしたようなところだと、
1:23:32	建物小、
1:23:35	誰か、666ページだと、今は木曾と向後ネットってなって、先ほど土橋さん少しまとめて書く。
1:23:44	たんで、
1:23:45	そういったまとめる単位等、この表とかがあってるっていうのも、
1:23:53	やっててもらえばと思いますので、その辺は全体として
1:23:58	まとまりの考え方が、
1:24:01	ページが変わるとあっち行ったりこっち行ったりみたいなことはないように気をつけてもらえれば、
1:24:11	はい、日本江原です。そうですね。ちょっとあと次回も含めて、
1:24:17	あれですねカンセキをイメージしてちょっとまとまった単位でできるだけ変えていきたいと思います。その辺のまとめ方は、耐震建物01なんかで、少し考え方まとめていきますので、そこで整合とれるような形で、
1:24:31	修正したいと思います。
1:24:35	はい。規制庁亀井です。私からは以上です。
1:24:41	田崎です。ちょっと今の676ページ関連なんですけども、
1:24:49	防護ネット防護設備対策設備、これ地盤。
1:24:53	減衰のところですね。
1:24:55	元、地盤の項目がないんですけれども、これはどういう理由、理由でしょうか。
1:25:06	社長。
1:25:25	すみません六ヶ所まで答えられる方、いらっしゃいますでしょうか。
1:25:42	うん。乳井土橋でございます。ちょっとこちらの方の記載しているところの、直接辛くなったかわかんないけども一番のところはこれ建物の方でいきますと一番の不安定のところでの

1:25:55	基準に基づいて算定しているといったところがございましてそちらの方が、廃棄等も含めてそのばねの算定方法として記載させていただいてるところでございます。
1:26:04	一方で僕がごめんなさい、竜巻防護設備の、に関して区域層で評価しているといったところで、地盤ばね評価ではないといったところで、ちょっと
1:26:16	都市部でもそういった強度が違うといったところで今回地盤のところはちょっと違いがないというような位置付けで今整理しているところでございます。以上です。
1:26:24	施設ハバサキです多分ですね。
1:26:28	今の富樫さんの説明じゃなくて、
1:26:31	防護ネットの設計の時って杭を、
1:26:36	無視したF E Mで、
1:26:39	その応答結果で評価してると思うんですよ。
1:26:42	だから、国の話ではなくて、
1:26:45	二次がF Mでへの応答から、順番、地盤の減衰っていうことは、
1:26:54	評価されるというふうに思ってますんで、その弱云々はこれ基本的には地盤ばねの話ですから、ネットは違うということで、あくまでも二次F E Mから評価するという事なんで、
1:27:07	おそらくですけども、
1:27:10	実発電炉のところを見ると、一番下のF - Vのところですね、等価線形解析による 3.3.
1:27:19	で、多分こういう記載が入るのかなと。
1:27:23	思ってたので、ちょっと地盤の記載についてもですねこれ、抜けるのはやはりちょっと問題かなと思ってますので、ちょっと検討の方、
1:27:33	記載の方をしてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。
1:27:41	はい。日本原燃の有田です。はい。今のご指摘のところを理解しましたので、
1:27:47	地域することにします。
1:27:50	はい。はい規制庁浜崎です今、こちらから言ったからそのまま書くじゃなくてちょっとさっきの国の話も含めてですね設計、設計ではどういう方法でか。
1:28:00	評価しているから次減衰としては、こういうモデルから算定してということ記載してくださいきちんと理解した上で、
1:28:09	それともう1点、ちょっとこれは確認だけなんですけども、その同じ防護設備のところ鉛直については、モデル化してないのでバーにしています

	っていう先ほど説明があったんですけども、ちょっとこれ確認ですけど、
1:28:25	鉛直応答の時に、ブレスってというのは、全く部材として除いてるんですか。
1:28:32	ブレスですから鉛直剛性っていうのが入ってくると思うんですけども。
1:28:38	延長剛性だけ見てるならば、同じ2%が入ると思いますし、部材としても無視してるならばなるのかなと思うんですがそのあたり、
1:28:48	数、いかがでしょう。
1:28:51	日本原燃鶴田でございます。えっとですね雑コスプレ数に関しましては鉛直方向に寄与する断面積、少ない小さいので、
1:29:00	すべて無視して、5号線も含めて無視しております。
1:29:05	支店長ハバサキですわかりました
1:29:08	当時詳細モデルで鉛直水平鉛直同時入力とかやってたんですがその時は多分入ってたのかなと思うんですけども、設計では鉛直の
1:29:19	ブレスに関しては無視したということで、理解しましたその理解でよろしいんですね。
1:29:25	日本原燃杉田でございます。モデル化に際してモスですねこちらは水平方向だけに聞くばねでモデル化されておりますので、一応方向には一切方向性、
1:29:36	減衰というのは入ってこないモデルとなっております。以上です。規制庁浜崎です。わかりましたの説明で理解しました。
1:29:43	私から以上です。
1:29:48	規制庁の竹田です。その他、
1:29:51	S E 部の方で確認でございますでしょうか。
1:29:56	それでは日本原燃の方から振り返りをお願いします。
1:30:03	日本原燃原です。ここで、ここに関しましては、いいですか記載振りで、
1:30:12	何て言うんですかね、設備区分ごとに書いていたんですけども、ある程度工事課にすべてですね、
1:30:22	固まりごとに、書き下していくという工夫をしたいと思います。
1:30:26	それからあと 676 ページ、表のところですね。特に、
1:30:31	ここの減衰の考え方がわかりにくいので、
1:30:36	表の方を記載を工夫してですね、その辺等をやって設計したかっていうのをわかるように、記載を見直します。以上です。
1:30:46	規制庁の武田です。ありがとうございます。

1:30:49	今の説明で何かコメントございますでしょうか。
1:30:55	はい。ないようですので次の資料の確認に進み、
1:31:02	次の資料は別紙 4-6 でよろしいですか。
1:31:10	はい。
1:31:12	資料の 6 で、
1:31:13	はい。お願いします。で、4-6 に関しては何か作成方針というところで前回のヒアリングのコメントの中で、藤ディレクターのエディブルっていうところで、各、
1:31:27	元のところまで取り出せるのかってことで、実際にはすべての設定に対して応答取りでしているところではあるんですけどもじゃあどこがノウゾウのモデルといったときに、じゃあどの範囲で疾病を持っていくのかということが不明確であると。
1:31:41	いうところがあったのでちょっと記載の方、そこを含めて拡充してございますんで、具体的にはですね 682 ページのところですね、
1:31:51	下の方の作成方法というところの中で (2) の項目に、床応答スペクトルを作成する試験については機器配管系の設置位置を踏まえて設定するというふうにした上で、
1:32:04	さらにですねページ飛びます g a g e 714 ページ。
1:32:19	所 D モデルの中で、
1:32:24	これ委員会までに示しませんけども
1:32:28	作成するポイントにですね作成する位置っていうのを明記した形で、この部分については粛々と作成していきますというような見せ方をすることでコメントにはなるのかなというところで修正してございます。内容としては以上になります。よろしくをお願いします
1:32:46	規制庁の滝野です。
1:32:48	それでは、閉庁側から確認をお願いします。
1:32:52	木曽規制庁カミデです。
1:32:56	何か問題意識がちょっと合っていないような気がしました。710
1:33:03	45 じゃなくて、715 のモデルから言われていませんでしたっけ。
1:33:13	二本木だと思います。おっしゃる通りで、そのモデルから吐き出される時刻歴加速度を用いて作成していくという流れ。
1:33:22	はい。700、
1:33:25	大学 14 と 15 からどうやって飛び出すかっていうのは別に説明がないんですね。
1:33:32	大学 16 みたいなっていっぱいあるところから、どうやって持ってきたんですかっていうのが問題意識だったんですけどそれは今改めて、

1:33:41	そうなのか、っていう感じですか。
1:33:45	いや、
1:33:45	日本医療ナカムラですけどもいや、素行はですね、前回のコメントの中で、Mの各設定ところからの災害活動っていうところ持ってきてるってところでは、
1:33:58	同じ認識ではとらえてございました。
1:34:02	はい。
1:34:04	規制庁、深見です。何が同じ認識なのかがよくわからない。
1:34:09	全然。
1:34:11	どこに説明があるでしょ、最大を解かせるじゃなくてやっぱ五つ取ってましてね、Z P Aだけじゃなかったような気がしますけど。
1:34:25	認識は合ってますか。
1:34:30	でしょ。それは違う。省略しないです。
1:34:34	今、回答する前に、カミデさんのご指摘に仕切ってますっていうところで、あのとき議論私させてもらいました。
1:34:45	議論させていただいて、応答を抜き出してから、搭載される設備に対して、そうなった時にF E Mの場合はそこ包絡してるのかしてないのかっていうところのご議論をさせていただいて、
1:34:57	私の方から包絡したZ P Aを用いてるといような話をしましたので、その認識は合ってます。それに対してこういうこのような記載したという理由を少し補足させてください。
1:35:08	すいませんします。一応込みです。あれ。すいません。
1:35:13	716 ページのモデルから取り出すのってZ P Aだけで、こっからな、F R Sは作らないんでしょう。
1:35:23	はい、八木沢です。本来であれば作るんですけども、今回の冷却塔Pに搭載される機器配管っていうところが剛な設備だったので、Z P Aしか作成していなかったっていうことで話しさせていただきました。
1:35:40	はい、規制庁D I Sを終わりました、じゃあ、ちょっとそのZ P Aの話を作って、具体的にします。
1:35:53	日本原電イシバシです。今この、
1:35:56	716 ページの、解析モデルのモデルでZ P Aを取り出すところなんですけれども、こちらにつきましては
1:36:05	設けられております各支店の中の
1:36:08	各出展ごとにですね加速度を取り出しましてその中の一番最大機っていうものを、そのフロアの最大予報と加速度として設定させていただいてございます。以上です。

1:36:21	はい。ステージ、それマゼットマーケットも当たり前だと思って。
1:36:27	聞いてますけど、それは方針からどう読めばいい。
1:36:34	少々お待ちください。
1:36:48	日本以外の方なんですけどもちょっと一度確認させていただきたいんですけども、この神谷さんおっしゃられているのは今、この定義でいきますと 686 ページの、
1:37:03	ページ変えてもらって、
1:37:05	その中にあるフローの中で、
1:37:09	最大床応答加速度っていうところが読めないっていうところ認識でしょうか。
1:37:14	すいません。
1:37:20	当規制庁、池ですけれども、
1:37:26	あんまりここで、確かに書いてないですけど、
1:37:29	別にそれがどうこうって思ってるわけでもないですが、
1:37:40	すいません日本原燃から、
1:37:44	で、今回の修正ですね、
1:37:47	もうご例がですね、平均的その結果 82 ページの
1:37:52	もう、
1:37:56	その中あって、
1:37:58	私の概要の部分になるんですがその部分で、市連携の接点っていうところを、
1:38:05	ちょっと総称した言い方っていうところも含めて、それ扉のモデルの設定のところも、
1:38:11	このフローにこの方針に従って、出していくっていうところが読める形で、修正はしてございまして、そこで説明ができるのかなというふうに認識はしてございました。
1:38:25	はい。以上です。
1:38:30	規制庁小峯です。すいませんもう 1 回ページ数を
1:38:38	ページでいきますと、682 ページになります。
1:38:46	ところです。
1:38:51	刀禰一井 1 項の概要のところですね、注記の部分にですね
1:38:58	一方でまずこの作成方針というのが床応答曲線とその最大床を剛クドウも含めた総称してる中のその下の方にですね、
1:39:07	解析モデルにおける試験についてはその設計も含めたその層序っていうところで、お互いに読み合うって形にしてございました。
1:39:15	以上です。

1:39:17	はい。規制庁米田です。そうなる、どこの記載がどう読めるんですか。
1:39:27	二本木中根社長お待ちください。
1:39:51	あと、規制庁カミデずいずれにしてもちょっと書き足りてないっていうところですから
1:39:58	682 の下の方になお書きで、1 を踏まえてって言っても、
1:40:04	踏まえてだったら、何とでも言えちゃうんで。
1:40:08	ちゃんとそういう設置位置レベルにある。
1:40:14	もうすべて抜き出しますかあれですけど、ちゃんと方針として、実際やってることが読めるように、
1:40:23	いうことで、
1:40:25	ちょっともうちょっと丁寧に書いてくださいっていうことで、
1:40:30	日本原燃から理解しましたとですね今の組織踏まえたっていうところでもかなりざっくりと強い方になっているところで、
1:40:38	実際のモデルを含めて、どういう観点に取るのかっていうところがちょっと書ききれてなかったのかなっていうところを、今、認識いたしましたのでちょっとそこの方直しさせて
1:40:50	以上です。
1:40:52	はい、規制庁紙ベースで、
1:40:54	最初の注記の二つの視点については接点も含めるっていうので本当に文章として正しいのかっていうのは、
1:41:03	ちゃんと読んでないですけど若干おかしいので、本当に、これ以降失点って出ているところに設定も含めた記載で、正しくかけていくかというのは、いま1度チェック。
1:41:16	はい、二本木仲村です。承知しました。
1:41:21	規制庁菅です。4-6 は私は以上です。
1:41:32	規制庁の竹田です。その他規制庁側から特にはございますでしょうか。
1:41:41	院長の竹田です。
1:41:42	前回の、
1:41:44	ですね、徳永塩野6 のやりとりの中で、
1:41:48	1686 ですかねと。
1:41:52	適用と直線作成の手順のフローがあると思うんですけど、
1:41:57	その前回のときのやりとりで、同等の床音についてはどうするのかみたいな話があって、それから有効力で、
1:42:07	横のトピックスも引いて10%拡幅して、全応力解析がそれに、

1:42:15	包絡されていることを確認するというようなやりとりがあったと思うんですけどそれは合ってますか。
1:42:22	二本木ナカムラです有効力動の解析の中で、その有効力解析のF R Sっていうところについては、今は前回お話をさせていただきましたが影響評価といった、
1:42:34	位置付けでちょっと別の扱いで示させてもらうことを考えてますので、ここの中の道路というところでいくと0香月の部分の対応フローになってございますのでそこについてはこのフローで読める悲しいところになってございます。
1:42:48	以上であります。
1:42:55	規制庁の竹田です。
1:42:57	有効力、
1:42:59	が
1:43:01	影響評価でいいのかどうかとかその辺の議論が残っていると思うんですけども、その辺は多分、耐震建物13だとかで、説明を受けると思いますので、そこは
1:43:12	来週とかですかね、あると思うので、そこで議論できればと思います。衛藤。これに関しては、それでとりあえず以上です。
1:43:25	ないようですから、現場の方から振り返りをお願いします。
1:43:31	はい日本原燃高良です
1:43:33	ご指摘踏まえまして文章のところ接点、
1:43:38	ていうか出典をですね作成するポイントっていうところを、今、江藤設置を踏まえたって育成になってございますのでそこを伺う中でざっくりすると、そのちょっと見直していうところを踏まえるのとあと
1:43:52	応答の接点として、この文章のところも全体含めてちょっと見直させてもらいます。はい。以上であります。
1:44:00	1 フジノタケダです。ありがとうございます。
1:44:03	今の説明で何か
1:44:06	今ございますでしょうか。
1:44:11	はい。
1:44:12	ないようですが、次の下の赤堀です。
1:44:16	次は別紙4-7でよろしいですか。
1:44:21	はい。日本原燃菊地です。別紙4-7と、あと、
1:44:25	補足説明資料ですね、耐震記念の中っていうところで続けて、
1:44:30	どうやっていただければと思います。まず、別紙4-7ですけども今回の

1:44:35	主な修正点っていうところで、この屋外構築物部分、
1:44:40	とあとは道路のほうの記載を拡充させていただきました。加えて麻生衛藤一部ですね、木部側の方でちょっと、
1:44:49	お出しした通りにはなってしまったんですけども記載のほうをちょっと見直しを、
1:44:54	考えていた部分がありましたのでそれぞれ屋外の方から順番に説明をさせていただきますと思います。
1:45:04	はい。日本原燃内藤でございます。衛藤2方向のですね、下のページでいきますと、大学、46ページの
1:45:13	ところですけども、廃棄等というところと、等をちょっと間違っておりますので修正しました。あとですね、
1:45:25	真ん中の列の-11-7の
1:45:28	ですね。いえ。
1:45:30	2、1、2パラ目のところで鉄筋コンクリート製。
1:45:34	増耐震的等々行ってるところ等の説明をですね、良い、747ページの
1:45:42	備考のところの説明しております、衛藤。
1:45:46	ここ、S造のものだとか、説明を
1:45:52	しており、し、したいと考えておりますので、等という記載とさせていただきます。
1:45:59	国会関係は以上です。
1:46:06	日本原燃のオオダテです。屋外重要土木構造物の修正点なんですけども、752ページ。
1:46:14	屋外重要土木構造物の項目になっております。
1:46:17	ここで、一般部と分岐部の衛藤。
1:46:22	記載があるんですけども内容がわかりづらく、前回ちょっとわかりづらかったので、今回書き分けということで一般部と分岐部の内容をわかりやすくちょっと記載しました。それに合わせまして、
1:46:35	753ページで一般部の図、
1:46:40	あとその次のページですね754ページで分岐部のIIをそれぞれ
1:46:46	弱軸強塾です。その内容がわかりやすくということで図を適正化いたしました。藤堂は以上です。
1:46:58	日本原燃の相田です。すいません一方、奥田の方で1点、説明が忘れておりましたので、追加で説明させていただきます。750ページのところの、
1:47:10	ですね、衛藤久貝において、奥地区についてSRS使用するものがありますので、その旨を事項ところで示しております。以上です。

1:47:25	日本原燃ニシヤマでして、
1:47:27	都築記念側について説明いたします。
1:47:30	ホシノにつきましては関連する耐震規定中の補足説明資料でいただいたコメントを踏まえた反映はできておりませんが、機器配管系の評価フローについて見直すこととしております。
1:47:43	詳細としましては右下 762 ページ目です。
1:47:52	はい。762 ページに該当する現在のフローっていうところに関しましては、
1:47:58	左上の①-1、
1:48:01	瀬谷大戸からの評価の流れと、
1:48:03	1-2 の施設からの流れっていうところが、②に行く前に合流してフローになっております。
1:48:12	そこに関しまして、①-2 の S s に対する流れで一番影響抽出に対しては
1:48:21	すいません、規制庁カミデです耐震記念中で反映してるんだったら何ページですって言ってもらえればいいです。
1:48:28	はい。
1:48:30	すいません、耐震研修の方では、両方ともまだフローについては反映できていないんですけども、すみません、補足させてください。前回の議論の中でカミデさんの方から、ここ、同じこと本当に 2 回やるのかっていうところで、
1:48:45	いろいろそこで対応させていただいて、言い方良くないんですけども、このままいくなら行けばみたいな感じの話がありました。それで、ちょっとこれ、私の感じが良くないんですけども、ここは直さなきゃいけないと思いつつも、今、今の資料上、
1:49:00	両方の資料が、前のままになってます。それに対してニシヤマ、今んと、冒頭の発言足りなかったんですけど、双方の資料を、今後修正しますっていう補足をするつもりでした。
1:49:16	はい。清町長わかりました。はい。
1:49:23	日本原電ニシヤマし、
1:49:25	そこの修正案としまして現在のフローで①-1、ちょっと今日時間前なんで、あんまりず、
1:49:36	図を直し方を口で説明してもらって感じなので、直してちゃんと出してください。
1:49:41	はい、すいません日本電産ですいません端的に、この左側のやつの矢印ここで合流して下ろしてんですけど、③の手前ぐらいで、統計上の検討

	を、一応、一応、すいません、設計基準でやったのであればその形状の検討を活用した上で、
1:49:57	川の案等々に対して検討するということで、ただ下ろすだけだとか、不足がありますんで、そこにこういうことに関してやっていきますよっていうことを書き加えて修正したいと考えてございます。以上です。
1:50:23	はい。規制庁の竹田です。
1:50:25	それでは説明以上ということで規制庁側から、
1:50:28	確認があればお願いします。
1:50:32	規制庁上出です。道道のところわかりやすくしてもらったという話なんです
1:50:39	こんなもん、
1:50:41	でしょうと思いつつもちょっと具体は、この次回で実際のところ見てみないと何とも言えないなっていうところもあるので、そういう思いとしてこれ以上、
1:50:53	今の段階で詰めてるっていう感じなので、とりあえずはいただきましたという感じで思ってます。綺麗なフローは今言われたような感じが
1:51:06	すっきりするのかなと思ってますんで、的に管理してもらえればということで、4-7については、私は
1:51:15	やはりねと。あれ、神谷さんおっしゃってくれたようにちょっとわかりやすすくないと思うんですけど詳細については次回にですね、こういうような考え方に基づいて水平2方向断面を選定しましたよといったところは詳細は、
1:51:30	詰めさしていただきますんで、
1:51:33	うん。
1:51:34	審議会さしていただきたいと思います。
1:51:42	規制庁の竹田ですその他規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:51:51	はい。
1:51:52	特になければ牛尾の7の振り返りお願いします。
1:52:02	別にいいんじゃないですかね。日本原燃の菊地です。
1:52:06	塩野についてはフローの方を修正した上で出しさせていただきます。以上です。
1:52:14	はい。手島ありがとうございます。
1:52:17	それじゃ、次、貴殿の中、
1:52:19	説明の方をお願いいたします。
1:52:27	はい。

1:52:28	日本原燃西山りして、令和4年4月、10万4年10月7日提出の耐震記念10R11の地域に方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する
1:52:40	セミナー収益及び考え方について説明いたします。本資料につきましては前回ヒアリングからの社内での検討を踏まえ、大きいところとして二つの変更を行っております。
1:52:50	1点目としましては、水平2方向影響の抽出結果に至る箇所で設備の分類を体系的に整理した上で、
1:52:57	影響を示しは資料の構成というところを見直しております。
1:53:01	2点目としましては配管の箇所で直管部以外の形状、配管に関しまして配管仕様及び拘束条件が、
1:53:09	自営であることに対し、整備兆候と水平方向の比較という目的の意見は、配管仕様及び拘束条件に関わる適用可能であることについて資料を拡充しております。
1:53:20	ここに関しまして配管形状のところなんですけども、
1:53:23	現在の資料っていうところで書ききれないところがありますのでそこに関しましては今資料を拡充することで考えております。
1:53:30	以上となります。
1:53:34	規制庁の竹川です。ありがとうございます。
1:53:37	主蒸気現状について規制庁側から確認をお願いします。
1:53:42	規制庁昆です。まず、
1:53:48	1コマ、9ページみたいなところなんですけど、これもよくわからなくて、
1:53:55	累計カーみたいな感じでやってますけど、
1:54:01	真ん中にある系設備影響軽微っていうやつを、
1:54:07	なんでさらに分解する必要があるの。
1:54:11	影響。
1:54:13	形だけで影響受ける説明できるんだったらもうそこで終わりだと私は思ってるんです。そういうのが今回の類型化の考え方の基本だと思ってるんですけど。
1:54:23	何でこれ分けちゃうんですかね。
1:54:28	40の式です。
1:54:30	それをある程度理由としましてその形状ごと研修ごとに影響の検討を行ったというところで分けてはいたんですけども、患者さんのおっしゃる通り、筈であればもう作戦で、影響は軽微という。
1:54:42	ことになりますのでそれ以上先で、この水平2方向で議論することっていうのは特にないという、
1:54:48	言い方もできるかなとは思っております。

1:54:51	この場合はもう、僕は系設備で、その先はおしまいということでも考え、いたします。以上です。
1:54:58	政調会です
1:55:01	同じ説明無駄、同じような説明を繰り返し聞くようなところをまとめてください。
1:55:07	差分があって、ちゃんと説明しなきゃいけないところは
1:55:11	ちゃんと説明してくださいな、なんですけど、
1:55:15	基本的にそこ、これとこれと同じですっていうところろう 2、
1:55:20	下企業間があって、素行で頑張る等第 2 回の資料作りも審査対応も皆さん楽できるっていう
1:55:31	ことだと思えますからその辺意識をして、ちゃんとまとめるものをまとめると。
1:55:38	いう形で、このフローもそうですし、後ろの方にたくさん表が多分作るんだと思えますけど、
1:55:45	その辺を簡略してというところで進めてもらえればと思えますけど、要はよろしいですか。
1:55:54	日本原燃の千野です。
1:55:55	カミデさんのおっしゃっていただいた通り、水平 2 方向に対する影響としては設備形状のところで、影響の
1:56:03	程度が整理できてますので、その先については、必要のないところは削除したいと思います。
1:56:11	一方配管系の方については、評価手法のところまで、影響の軽微と影響ありということで整理してますので、ここについては残したいと思います。
1:56:21	あと後ろの方でもおっしゃっていただいた通り、すべての設備についてお示ししていますが、
1:56:30	事業者として管理すべき内容と、
1:56:34	この補足説明資料上でお示しする部分を整理した上で、反映したいと思います。以上です。
1:56:42	はい。規制庁深見です。大体理解いただいたような、
1:56:48	あとは、
1:56:50	配管の検証を今までずっと説明してもらってますんで、
1:56:56	結果としては大体そちらの説明が正しい、そうだという感じの結果ができましたということなんですけど。
1:57:06	結局、

1:57:07	直管部であろうが曲がり部であろうが、どちらも一緒にどんな形状であっても、どんな口径板厚であっても、
1:57:17	今回の評価結果が、
1:57:21	適用できるんだっていう古藤だと思っんですけど。
1:57:26	それが具体的に書いてある場所って、何ページになりますかね。
1:57:35	日本原電、西山です。該当するページに関しましては、89ページっていうところになっております。
1:57:46	当然、
1:57:48	握り締めて89ページ下は96ページ目、96ページっていうところまでの範囲になっております。
1:57:57	規制庁神谷です。
1:58:01	意図としては、私が今言ったようなことを端的に、この検証で、どういう範囲に対して、どういう、
1:58:12	結果な何か、どういう考えが適用できるのかっていうのを、端的に書いてもらいたいっていうことなので、多分まとめなんだと思う。
1:58:22	けど、
1:58:23	96ページのところなんですけど、ここでもまだまとめるよりはやったことをただおさらいしてますねっていうことでこれを総括して、つまり何だったんだっていうところですね。
1:58:35	ちゃんと書いて欲しいんですけど、ご理解いただけますかね。
1:58:41	日本原燃西山です。
1:58:43	亀井さんご指摘の通り、この(3)の中に関しましては直観以外の形状に反すると。
1:58:50	入れまして、1設計に対するハヤカワのまとめっていうところに関しましては、
1:58:56	104ページ目で書いております。
1:59:00	で、今のこの4.5. 5.39のまとめに関しまして、全体に関しましては、ざっくり書いているんですけども、直感で、CDA配管、荒瀬配管に関しまして、後で水平配管に関しましては、
1:59:15	当時行ってるところが明確なので、影響軽微ですと。
1:59:19	連通管配管に関しましては、実際に地震動の確認を行った上で、影響が確認、軽微であることを確認しました。直管部以外の形状に関しましては、言っているところで、3段、
1:59:32	わかるようにすべての配管に対して適用できるっていうところで、拡充することといたします。
1:59:42	はい、規制庁カミデです

1:59:48	大丈夫な気もしつつ、ちょっと不安な回答で、
1:59:53	要は、すべてに対してっていう、適用できるんだっていうところなんか認識をいただいていると思うんですけど、
2:00:01	それプラス、今回のやっぱり資料で、実際計算してるものっていうのはある程度こうピックアップした。
2:00:08	思うので、全部網羅的にやってるわけじゃなくて代表例でやった結果だと。
2:00:14	それをちゃんと全部適用できるんだ。全部ってどこまでなのかわかんないですけど、
2:00:20	適用できるんだって適用って一体何だよ。
2:00:24	という感じはして、
2:00:28	要は許容値を超えないとか、直管部の荷重を超えないとか、税一方向に対してどうだとか、
2:00:38	な、何を確認したんだっていうところですね、どの範囲に対して何を確認したのか、その根拠は、どういうことなのかっていうことをちゃんと書いて欲しいと。
2:00:48	ということなので、その辺りしっかり。
2:00:51	まとめを書いていただければと思います。
2:00:58	日本原燃西山です。承知いたしました。
2:01:01	はい、規制庁、
2:01:03	そうですね後は、拘束条件の話も申しましたし、いろいろその配管の設計をするいろいろ考えても、
2:01:11	うん。
2:01:12	思いますので、その辺りをちゃんとまとめてもらえば、
2:01:17	私の会場です。
2:01:22	規制庁竹田です。その他規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:01:30	なければ、原燃から振り返りをお願いします。
2:01:38	日本原燃西山です。水平2方向の補足説明資料でいただいたコメントとしましては二つありまして、一つ目としましては、全体に関わるところの分析っていうところで、
2:01:50	同じ説明をしているところは無駄っていうところを踏まえて、今の添付資料でしたり、
2:01:58	医療の前段で説明しているところの部分に対して、
2:02:02	もっとわかりやすくまとめるっていうところが一つと、配管系のところに関しましては、今のまとめていってるところで、直感で直管部以外っていうところの、網羅的に書くのと、

2:02:15	それがどの範囲でこういった確認をした上で影響がないってところの確定というところで、
2:02:23	資料の方を修正いたします。以上です。
2:02:26	すいません日本原燃スケカワです。それに加えて先ほど方針側の方でありました、今回補足であればP12なんですけども、このフローの方につきましては、
2:02:36	基本方針の修正と合わせて、適切な足達の方に修正させていただきます 以上です。
2:02:43	はい。規制庁武田ですありがとうございます。
2:02:46	今の説明で、この他ございますでしょうか。
2:02:54	いないようですので次の資料の確認に進みます。
2:02:58	P O S C 4-8 ですね、こちら、はい。お願いします。はい。日本原燃菊地絵図で資本の8につきましては機能一部分のところの修正になっておりまして、須藤。
2:03:11	昨日実施した別紙4-1というのは
2:03:15	見直しですね、を踏まえて別紙4-8も同様に見直す必要がありますので、こちらについてはどう合わせて再度、修正したもので提出させていただきたいと。
2:03:27	考えております。
2:03:29	以上です。
2:03:34	規制庁の武田です。
2:03:40	4の1番目の修正入るということですけど、
2:03:44	今の資料で、
2:03:47	4-1でコメントした以外の、
2:03:49	コメントが規制庁側からあればお願いします。
2:03:54	カミデですけど、特段ないというか、4-1をしっかりとって、また展開 っていう、
2:04:01	感じかな。
2:04:03	はい。
2:04:05	はい。規制庁タケダするその他規制庁側はありますか。
2:04:12	はい。特にないようですので、別紙4-1の展開の方をお願いいたします。
2:04:19	では続いて別紙49ですね、こちらの説明をお願いいたします。
2:04:29	日本原燃育成するC o - 9につきましては屋外構築物の部分の方の記載 拡充してますのでそちらの方から、
2:04:40	はい、日本原燃の内藤ナリタでございます。

2:04:45	江藤岡井構築物として 991 ページのところに、
2:04:52	記載した通り、座屈拘束ブレースや、オイルダンパーを持っている設備 がここが構築してありますので、そこの記載の
2:05:02	拡充を行っております。合わせまして備考欄のところの説明の追記につ いても行っております。衛藤。
2:05:14	ページ数でいきますと、912 ページ。
2:05:17	914 ページ。
2:05:20	となっております。以上です。
2:05:25	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
2:05:27	それでは規制庁側から、別紙 4-9 について徹底、これであればお願い します。
2:05:34	規制庁から、911 ページで今説明あったように、オイルダンパーの話が 出てきて、
2:05:41	なんか読んでると唐突感があるなあと思う。
2:05:46	さっきの減衰の定数のところ、座屈拘束ブレースは減衰の話があったけ ど、オイルダンパーはないなあとかっていう。
2:05:55	思っちゃうんですけど。
2:06:00	何でこんな感じになるのか。
2:06:04	とか、何となくですね。
2:06:06	これ、大体 1 頭源泉ところ持ってる人が多分違う。
2:06:10	人なんだと思ってるんですけど、そのあたり事前にちゃんと話をして、 老田なんかはここで書くんだけど、下水の方はいいかなみたいな話で、 調整された上でこの使用できてるのかっていうところを教えてもらって いいですか。
2:06:31	はい。日本原燃成田でございます。ここ、記載については、
2:06:37	別々で記載してるというところではなく、なかったというところと、あ と唐突感というところが
2:06:47	何ですかね、構造ですとか材料設定の計画というところで、
2:06:56	なんていうか、特殊というか、
2:07:00	特徴的な部材っていうのをちょっとここに出したというところで記載し たというところでちょっと唐突感があったかもしれないですというところ ですね。で、当間今野ちょっとわかりにくいというような
2:07:15	ご質問だったと考えるのでここへ記載については少しですね、検討し てですね、見やすいように考えたいなと考えております。以上です。
2:07:28	規制庁算です。とりあえずあれですかね。現世についても、
2:07:33	この記載についても、

2:07:36	成田さんが担当してるから、担当管理のそごはないってことですか。
2:07:45	はい。はい。日本原燃成田です。ここに関しましてもはい。私の方でトータルで見てましたので、衛藤層はないという、
2:07:55	つもりで記載しておりました。以上です。
2:07:59	規制庁、南里です。トータルでっていうのもわかんないんですけど現世の表って建物とかもあるじゃないですか、建物もないですね。
2:08:09	現在ナリタです。建物ではなくてですね屋外構築物に関係するところを見ておりましたあとその衛藤建物。
2:08:17	ですとかの方とか、よく見ながらというのも、江藤天谷っております。
2:08:26	はい。以上です。
2:08:28	はい。生協菅です。
2:08:31	それを取りまとめる人が誰なのか我々から本当に顔が見えないんでそこは困ってるんですけど、それはちょっと置いて、オイルダンパー書いたのは、同じ人という、
2:08:44	こっちには書いて向こうに書いてないと、いうことなんですけどな、どこまでを申請書に書くか、書く必要があるのかどんなものを書く必要があるのかっていうことをまずちゃんと自分の中で、
2:08:56	整理をしてですね、自分だけじゃなくてその観点は建物の人とか、労働の人とかない人も、ある程度話をしておかないと結局かけなくて、
2:09:07	いつまでたっても多分こんな感じで、何か言われたから、何かちょっと説明が増えます。でも、
2:09:15	通しで見ると違和感は、
2:09:18	いう感じでいつまでたっても終わらないと思いますから、そのあたりですね、ちゃんと水平展開っていうところも含めて、
2:09:28	どこに何を書くか、どこまで書くのか、でも、ちゃんと整理して作ってもらえればと思いますけど、よろしいですか。
2:09:36	村山です。承知いたしました。
2:09:41	はい。規制庁加茂です。レビューの方はもう、
2:09:45	大変だとは思いますが、
2:09:48	やはり耐震は特に縦割り感が強いCで、
2:09:53	耐震
2:09:54	等、他の条文っていうところもあってそれはムラヤマさんがどこまで見られるのかあれなんですけど、ちょっとやはりしっかり横串を通してもらうっていうのが大事だと思うので、よろしくお願いします。

2:10:08	はい、承知しましたムラヤマです。
2:10:13	はい。藤規制庁カミデセット4の、
2:10:17	旧ですかね、について私は以上です。
2:10:20	規制庁の竹田です。その河辺氏小貫を確認ございますでしょうか。
2:10:28	それでは元の方から振り返りをお願いします。
2:10:33	はい。日本原燃成田でございます。系譜、11ページの記載しました。
2:10:42	鵜飼河内部の特徴的な材料関係ですけれども、そこら辺は先ほどの前段のですね、
2:10:51	地盤事と減衰とかも含めまして、少し全体一気通貫できるような記載の修正、記載の検討と修正を行いたいと。
2:11:03	考えております。以上です。
2:11:07	はい。議長。
2:11:11	目でコメントはございますでしょうか。
2:11:16	それではないようですので次の資料確認に進みます。
2:11:20	宮部氏4の中でよろしいでしょうか。
2:11:24	はい。日本原燃菊池です。別紙4の中につきましてはこの別紙4-10と補足説明資料ですね、耐震記念ニジュウサンってところを合わせてやらせていただければと思います。
2:11:37	まず、別紙4の中なんですけども、昨日別紙4-1の方ですね、指示方針三つに分けますってところの理由について、
2:11:46	ちょっと見直しをさせていただくんですけどもそこに合わせてそれぞれの指示方針ですね、その辺のところでも、開けてる理由ってところに、
2:11:56	触れつつ、この更新2点。
2:11:59	展開してるってところがわかるような記載に見直していただき
2:12:03	いうふうに今、
2:12:05	思っております。
2:12:06	で、
2:12:07	それが昨日の踏まえて、
2:12:10	対応というところで、今回出させていただいたところでの修正点というところに、
2:12:16	ありますと衛藤クレーン。
2:12:18	に関する設計の方針ってところを、そう。
2:12:23	いうと921ページのところから記載をさせて、
2:12:28	整理をさせていただいてまして、前回
2:12:32	のヒアリングご指摘踏まえて、934ページ。

2:12:39	もともとそのクレーンに対しての、
2:12:43	ツリーの中の方針っていうところを記載しておりましたけども、
2:12:48	この図に関しましては
2:12:51	我々の方では今、第 18 条ですね、搬送設備の方でその方針を示した上で、耐震の方としては
2:13:01	移動式設備への等をどういう設計をするかっていう方針。
2:13:06	そしてそれぞれの条文で受け持つ役割を、
2:13:10	ちょっと整理して今回お出しさせていただきました。
2:13:14	おります。以上になります。
2:13:18	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
2:13:21	それでは、経常側から確認をお願いします。
2:13:25	規制庁、深見です。18 条との切り分けをしたって言われましたけど、
2:13:33	どういう切り分けなのかやったんです。
2:13:37	搬送設備 18 条でもうクレーンの設計の説明はされるような気はするんですけど、切り分けなのか、引用なのかも含めて、どういう関係にあるんですか。
2:13:53	日本原燃菊池です。
2:13:57	六条の方ではクレーンに対してのどういう、
2:14:04	形をするかっていうところで今記載させていただいてるのが、落下防止っていうところを、
2:14:11	やります規制庁勝手です。
2:14:13	直営の落下防止って、まさに 18 条なんじゃないんですけど。六条でやるんですけど。
2:14:25	少々お待ちください。
2:14:38	日本原燃木伏です。登録上の方ではクレーン自体、
2:14:42	の落下防止っていうところの設計方針を記載を、について述べさせていただいております、十八条っていう方では吊りの方ですね。
2:14:53	に対してのなんか防止っていうところで方針を、
2:14:57	記載するっていうところでちょっと整理を、
2:14:59	させていただきました。
2:15:04	規制庁カミデです。
2:15:06	クレーンが落下するような状態でもう 18 条には適合できるってことですか。
2:15:20	100 条と車マネージャ適合できる。
2:15:43	日本原燃の瀬川です。

2:15:45	ちょっと今カミデさんからのご指摘に対してですねちょっと今明確にこうだというふうにちょっと回答できないところがあって申し訳ないんですが、もともと18条側は、吊荷がわあ、
2:15:59	電源装置とかあってもですね、きちんとインターロックで、落ちないよ、落ちないようにしましょうと。
2:16:06	しっかり指示してという風にかけて、落合をしましょうというようなところの方針を述べるのが18条側で、
2:16:16	搬送設備そのものが落ちこないといったところまで、18条側で言及するつもりが、
2:16:24	もともとなかったかなというふうに今思っております。
2:16:28	ちょっと今、本日して時点ではですねちょっと即答できませんので、ちょっと改めて回答させていただきたいんですが、
2:16:36	東京側も大丈夫ですかそれで、
2:16:41	はい、大丈夫です。
2:16:45	はい。規制庁神谷です。ちょっと整理をしてもらった方がいいと思う。結論としてそうであればという。
2:16:55	でもそんなあんまり考えにくいかなって感じも
2:16:58	するので搬送設備でどこまでで説明することによって、適合しているかで、
2:17:06	あとはその6条でじゃあどこまで説明しなきゃいけないかっていうことなんですけど。
2:17:13	もうちょっと納得感もある説明書きたいなと思う。
2:17:17	今年の4月一番安全なのはですねきちんとそう読み合いですか。十八条側の方でもですね、クレーン本体の
2:17:27	落下、クレーン本体が落下すれば、積荷が損傷するってのもこれじめじめですので、
2:17:34	クレーン自体の落下を防止するという部分については、耐震側に預けますよみたいなそういった相互の読み合いをきちんと記しておくのかなという感覚を持っております。以上です。
2:17:48	はい、規制庁カミデさん、18条は何か自明な世界で書いてないっていうだけな県はするんですよねで、
2:17:56	じゃあ耐震にも書きましょうっていうと自明なところを補おうと思ったら耐震でこれ設計してるから18条がこれだけでいいですっていう感じにもなるんですけどそれも何かもう親子逆転してるような感じがするんで、

2:18:08	基本的には 18 条にちゃんと書いてそれを耐震で読むっていう感じなのかなとは思いますが、ちょっと整理をしてもらえればと。
2:18:19	はい、承知いたしました。
2:18:24	はい。規制庁からベースで、
2:18:26	あとは 934 ページで、これ、どうなるかわからないです、今日小中間に設置っていう強固って言われても、
2:18:36	強固であること何か説明するんですかって感じもするので、
2:18:41	何か設計方針としたのかは今伊田なあと思ってますけど、どうですか。
2:18:55	日本原燃の志田です。
2:18:59	だからガーダーというところの評価というところは特に設計方針として述べるところではありませんので、これは熊井から移設しているというところでの記載に、
2:19:10	修正を考えたいと思います以上です。
2:19:13	規制庁カミデその時に、
2:19:17	わからないんですけど
2:19:20	何だろう、カードも耐震強化部材に入ってるんだったら別に、今日行っていなくて、普通に家が評価して大丈夫ですっていう感じなんですけど、何か、
2:19:30	変に強固だから、これも評価いらないでしょみたいにしてるんだたら、なんでそれでいいのかっていう話なんで、そういうところも含めてどうか。
2:19:40	いうところなので、よろしくお願いします。
2:19:45	日本よりも違います。
2:19:47	承知いたしました。
2:19:50	はい。規制庁深見です。私の方からは以上。
2:19:55	規制庁の竹田です。河辺 C E O の中で確認ございますでしょうか。
2:20:03	特になければ元から振り返りお願いします。
2:20:09	日本原燃、谷津。
2:20:10	資本の中につきましては 18 条との総務での、
2:20:15	整理っていうところに加えて今の、
2:20:19	最後ですね、江藤岡田で設置してるっていう部分の方針としての記載の修正。
2:20:26	をさせていただきます。以上です。
2:20:30	規制庁竹田です。ありがとうございます。
2:20:33	今の説明でコメントございますでしょうか。
2:20:38	はい。

2:20:38	なければ、Pが耐震基準の23ですね、こちらについて説明をお願いいたします。
2:20:48	加茂議員の吉田です。
2:20:51	別府我々10月7日提出の耐震機が23、
2:20:55	ある意味、
2:20:56	それからそのダイヘンについて、3回ヒアリング2回修正しておりますので説明させていただきます。
2:21:02	1点目として、次お願いします。
2:21:11	4項の(1)のところなんですけども、
2:21:15	第1回申請の説明管理として、小牧所ではない機器の説明範囲というところが明確ではありませんでしたので、その第1、いわゆる冷却という説明というのは小浦地区に対する代表の説明であるということを明記しております。
2:21:30	2点目としまして、
2:21:32	において、
2:21:34	関係における、
2:21:36	ポート環境、生命と繋がるため、
2:21:39	フレキシブル社員を吸収できるということを明記しているということになっております。以上です。
2:21:46	規制庁タケダです。ありがとうございます
2:21:50	新規で23について、規制庁側から確認をお願いします。
2:21:55	どこですか。特段ないかなって感じなので、
2:22:00	これ、計算として、
2:22:04	あれですね次回どの類型を代表にするのか決めて、耐震0に示してもらってという感じ。
2:22:12	やってもらえればと思います。うん。今確認しないでもしかしたらもうそういう手当はされてるかもしれないんですけど、そういうブラッシュアップかなと思います。以上です。
2:22:24	ひろぎんの吉井です。承知いたしました。
2:22:30	曾我規制庁側から確認はございますでしょうか。
2:22:38	これは大変聞いて23、
2:22:41	今コメントありますのでその対応だけお願いいたします。
2:22:46	それでは、
2:22:47	時間がもう原燃六ヶ所の提示は過ぎてるかと思うんですが、今日はどこまで続けましょうか。
2:23:00	入院にいかがでしょう。

2:23:03	すいません、日本原燃サーバーです。
2:23:06	可能であれば、
2:23:08	月やらせていただきたいなあと我々考えてますけど、
2:23:13	それが一通り最後までということでしょうか。
2:23:17	基本方針に関わる場所は、
2:23:21	やらせていただきたいと、計算書のところLower少しその状況に応じてっていうところかなっていうふうに考えておりました。
2:23:29	基本方針が終わったところの時間と、そこの状況っていうところで、一区切りつけてまた、
2:23:37	相談というか確認させていただきたいなと考えておりました。
2:23:41	形状はいかがでしょう。
2:23:46	なるべく終わらしちゃいたいというか一通り触って、
2:23:54	また、一色、一色っていうわけでもないですけど、
2:23:59	次のまた資料修正に入ってもらう方は、
2:24:02	いいと思うので、
2:24:05	冊足やりたいなって感じですね。
2:24:10	はい、米沢です。はい。私もそのカミデさんが許し、患者さんの言っていたらさ、人にやりたいことを考えてましたので、本当まとめる資料と、
2:24:22	くせというか、方向性が似てる資料はまとめて説明させていただくことで、サクサクやりたいってことで考えております。以上です。
2:24:29	はい。規制庁竹田です。わかりました。それでは次の資料確認に進みたいと思います。では別紙4-11でよろしいでしょうか。
2:24:38	はい。日本原燃からです別紙4-11と、補足説明資料の耐震記念16っていうと、
2:24:45	これを、そのあとにやらせていただきたいと思います。別紙4-11というところなんですけども、主な修正点として3ポイントがありますと、1点目としましてはあとグローブボックス内配管について、
2:24:57	どこを設計としているっていうところ、ちょっと唐突に出てきておりましたので、そこは大抵体系的な記載と、
2:25:04	規定と設計の基本原則として、ページの943ページですね。
2:25:09	そこにグローブボックス内の配管のように高ではない設備で支持構造物。
2:25:14	支持構造物を支持する場合っていうところを書き出した上で、そのあとにフローボックス内配管に対する施設スペースっていうところを、
2:25:22	作られた上で設定してございます。

2:25:25	はい。2点目としましては、ちょっと耐震この後説明します耐震関連協力っていうところで、二重管に対する説明が不十分だったっていうところで、そこを踏まえまして基本方針についても設計方針がわかるよと。
2:25:39	よく容認とページ、150ページですね、この記載を拡充してごさいます。
2:25:45	最後3点目としましては、960986ページから988ページの地質構造物の選定フローですね。
2:25:55	そこについては、986ページのフローが大元になってございますが、そこで987ページ、988ページのフローで、KP試設計。
2:26:07	同試験設計の個別フローを示しており、そこから大本のフローに戻るところっていうところがわかりづらかったので、そこについては、わかるように、フローを修正してごさいます。
2:26:21	盗難修正点としては以上です。
2:26:26	次のところですが、
2:26:29	それでは慶長側から確認をお願いします。
2:26:33	規制庁、深見です。大体手当はされたのかなと思ってんですけど1点。
2:26:40	1195ページですけど、
2:26:45	ピッチのспан表で他の合計があるように思いますと前回伝えて、特に変わってなかったんですけど調べました。
2:26:57	日本原燃名とケース衛藤今回こちらの3表ですけども、第一グループというところで、
2:27:03	江藤分割申請というところでもともと、
2:27:07	保管等を含めて冷却塔としての
2:27:11	ヘビースпан表ですということで説明させていただいてたんですけどもその方の見直しと、申請範囲等を含めた見直しを行った際にですね、
2:27:23	設備選定等の結果も踏まえたところというところで、仕様表の対象である後、就労上の配管。
2:27:31	そちらと整合をとるべきと、いうふうな考えに至りまして、
2:27:36	今回のような形に中Aとかそういった小口径の配管を除いた形。
2:27:43	の、
2:27:44	図書館表と理解しておりました。
2:27:47	しかしながらですね主流路に接続する等層厚系配管。
2:27:53	いうところにつきましても、Sクラス配管というふうなところになっておりますので、
2:27:59	衛藤。

2:28:00	Sクラスのспан表といったものを、
2:28:04	適用して設計していくものというふうになってきますので、今回新記載しております主配管の部分に加えまして、
2:28:12	Sクラスとなります。小口径の配管といったところにつきましてもこちらの損傷の方に反映させていきたいと今考えております。以上です。
2:28:25	規制庁カミデです。
2:28:29	Sクラスの配管のспанは示しますっていうのが普通のことだと。
2:28:35	そうしてもらえればと思うんですけど。
2:28:37	何か今主流路っていう説明があって仕様表っていう話があって、
2:28:44	それと関連づけ、
2:28:49	が必要なのかっていうところなんですけど、仕様表は仕様表で、
2:28:54	ということなんじゃないですか。
2:29:03	日本0メトキですすみませんそちらの六ヶ所去年、香川で回答いただけますでしょうか。
2:29:17	主査お待ちください。
2:29:49	日本原燃星野です。
2:29:52	等、ご指摘いただいている小口径の配管ですけども、
2:29:59	先ほどメトキの方から説明したように、
2:30:03	お示ししないっていう考えもあるんですが、今回し、申請してる範囲で接続する部分でありますので、今回は申請することで、
2:30:15	対応させていただきたいと思います。
2:30:19	規制庁トミタツガネのセガワですけれども、支持間隔自体が、何ていうんでしょう。
2:30:26	非常に方針に、
2:30:29	難しい情報と言ったらいいでしょうか、方針補設計方針そのものの、
2:30:34	情報という色合いもありますので、そういった意味も含めてですね主力以外の部分の、該当する支持間隔についても出していく方向で、
2:30:47	軌道修正をかけたいなと思っております。以上です。
2:30:50	あと、規制庁カミデセガワさんお答えになったんであれなんですけど。
2:30:54	仕様表には主流路のスペックを書きますと、
2:30:59	ということですよね、配管については、
2:31:04	日本原燃のセガワでその通りです。成長で、その主配管っていう考え方を、
2:31:11	その下流の設計でどこまで示すかっていうことに使うかっていうとその辺で、

2:31:18	原燃の中でどうなってますか。私は結構初耳感があるんですか。あったんですけど。
2:31:32	少々お待ちください。
2:31:43	日本原燃の瀬川です。すいません。ちょっと今エースそこら辺の情報に富んだ人間がちょっと席を外してしましまして、
2:31:52	ちょっと改めての説明とさせていただきたいんですけども、
2:31:56	はい、規制庁カミデです
2:32:00	そうですね。その辺どうしよう京都の関係。
2:32:05	なり、その社会間の関係みたいなものは、
2:32:09	とりあえず説明できるようになって欲しくて、強度評価の対象とか耐震評価の対象部位について仕様表に示しているものを対象としますとかかっていうのは聞いてるんですけど、今日みたいな、今みたいな話は、
2:32:24	ちょっと初耳ですし、そもそも、
2:32:28	Sクラスの配管、小口径であっても、定ピッチ。
2:32:33	示しておかないと、検査でどうやって何を見るのっていう話ですから、そもそも、
2:32:38	何に使うんだっていうところのかけ違いも、
2:32:42	ですから、しっかり整理をしてもらえればと思います。
2:32:46	よろしいですか。
2:32:49	すいません。規制庁コサクです。少し言葉足らずな気もするので、話をしておきたいんですけど。
2:32:57	3台。
2:33:03	本施設工認の本文事項をしっかりと説明すると。
2:33:11	ということが設工認の添付書類で大事で、
2:33:15	あると。
2:33:16	ということからすると、まず、仕様表に各種配管を説明するというのは、当然あると。
2:33:25	ということですけど、基本設計方針の中で、それにぶら下がる形で周囲の話。
2:33:34	の設計もあり、特に耐震になると、波及影響と、
2:33:38	ということもあって、主配管でなくても、耐震設計として宣言をしているというところもあると。
2:33:48	ということだと思います。
2:33:50	そういったところの範疇も含めて、どう設計するのかそれが
2:33:56	説明できるのかというところがあり、先ほど瀬川さん言われましたけど、少なくともその波及影響のようなところは、

2:34:07	設計方針評価方針についてしっかりと述べて、具体の計算結果は、
2:34:16	添付では
2:34:18	概略なのか、省略なのか。
2:34:22	補足の方で少しサンプル出されるのかという程度だと思うんですけど、
2:34:27	そのあたりの考えの整理が十分できてないんじゃないのかなっていう古藤。
2:34:32	だと思います。特に標準支持間隔っていうのは方針として示されるはずのところなので、そこ
2:34:42	辺りをよくまとめてですねどこまでどう示せば、説明が足りたということになるのかというのをまとめるんだと思いますけど、カミデさんそういうことでいいですか。
2:34:55	はい。
2:34:58	すいませんちょっと私、実際の今図面とかを見ながらお話を聞いていて、ちょっと飛んでたんですけど意識としては同じですね。
2:35:07	あとですね、今思ってたのが、
2:35:11	耐震Sクラスの配管であって主配管じゃないっていうのがなんで出てきちゃうのかなってちょっとよくわからなくて、
2:35:18	図面を見て分岐に至るところで、分岐してちょびっとのところですかね弁までのところは社会基盤じゃありませんっていうのは、わかるような気もしつつ、
2:35:31	本当に、
2:35:33	そうなのかっていうのは、ちょっと図面、今耐震基準03の図面見てんですけど、
2:35:38	何かそうでもないなっていう気がしたんですけど、あれですよ別に口径とかによらず、メインのルートだったら社会科ってことでまずいいんですよ。
2:35:52	はい。日本原燃の瀬川ですカミデさんのご理解の通りですね、口径によらず、その機能を担う主要な形の主経路の部分は、主配管として拾っております。
2:36:10	規制庁コサクです一般論でいうと、テスト配管だったり、ドレン配管だったりという、その枝管的な扱いのものっていうのは、主配管にならないということに、
2:36:25	なってますけど、それ、或いはサンプリング、
2:36:29	何っていうところですかね、それがー、今の話題のところかどうかはいまいちよくわかりませんが、
2:36:36	その辺りワー

2:36:40	本来は共通 09 のところで、
2:36:43	範囲の妥当性を説明されるということうだったと思うので、必要であれば、
2:36:53	共通 09 のどの別紙を見てどうこうというような話をしていただいたらと思いますけど。
2:36:59	とは言っても、主じゃなくても先ほど言ったように、取りついている部分、
2:37:06	ということで、そこが破損したら、集排管の機能を損なうと。
2:37:11	いうことでもあるので設計方針としてはちゃんと整理をする必要があると。
2:37:17	いうことでしょうし、
2:37:22	その機器登録の共通 09 の議論等今の、どこまで説明するのかといったところと、両方対応するっていうことじゃないかなと今思ってます。
2:37:34	県の合理化よろしいですか。
2:37:39	はい。日本原燃の瀬川です。
2:37:42	今コサクさんに最後整理していただいた通りかと思っております設備選定と、あと耐震の観点での適合性を示そうと思ったときに、東條させる。
2:37:54	べき範囲といった、そういったところのギャップの部分をどう、きちんと表現していくかといったところを少し整理をさせていただければと思います。以上です。
2:38:07	はい、規制庁上津共通 09 の冷却水系の資料もあったと思いますのでそのヒアリング私も参加して、細かいところまた確認したいと思います。
2:38:18	規制庁コサクです。ちなみになんですけど、
2:38:21	今の説明の中 6 ヶ所許認可業務間ですかねに、なぜ説明を振ったのかっていうところの、
2:38:33	す、説明のデマケっていうか、
2:38:37	分担というか、どういう理解で今、対応されたんですかね。
2:38:44	日本原燃の瀬川です。
2:38:47	支持間隔の件はですね、ちょっと事前に相談を受けていたといったところもあってですね。
2:38:56	載せるべきか載せないべきかといったところの相談を個別に受けていたところもあって、その社内の相談の流れを踏まえての振られ方だったというふうに認識しております。
2:39:08	あまり深い意味はないかなと思いますけれども、以上です。規制庁土佐です。わかりました本来であれば、

2:39:17	骨格としての考えは、許認可業務課が示していただきたいところではありつつも、それを理解して個別の担当が対応されていると、ということなので、
2:39:28	どういうふうに理解してるからこういうふうにしたんだということは、担当がしっかり言っていたら、そこで若干原燃内でのそごがあるということであれば、
2:39:40	許認可業務課が少し是正のコメントをします。
2:39:44	というのがこちらから期待する対応かなというふうに思いますので、
2:39:50	引き続き検討を深めていって対応いただければと思います。
2:39:58	日本原燃の瀬川です。ありがとうございます。そのように対応したいと思います。
2:40:09	規制庁側から、4について確認ございますでしょうか。
2:40:17	なければ、委員の方から振り返りをお願いします。
2:40:26	日本原燃メトキです。
2:40:28	衛藤先ほどありました低ピッチスパン表につきましては
2:40:33	申請対象、失礼しました。主配管ですとかあと設備選定共通 09 等の整理も踏まえて、
2:40:40	今回何を載せるべきかというのを改めて整理させていただいた上で商標出版表の方に適切に反映させていただきたいと思います。以上です。
2:40:51	院長武田です。ありがとうございます。今の説明でコメントございますでしょうか。
2:40:58	それでは次の資料の確認に進みます。
2:41:02	ぜひですね、説明をお願いします。
2:41:06	はい、日本原燃河村ですと令和 4 年 10 月 7 日提出の耐震記念 16R9 配管系の評価手法定ピッチスパン法についてという補足説明資料になります。
2:41:18	こちらにつきましては、2 点修正点ございます。1 点目としましては、
2:41:24	該当ページで言いますと 8 ページですね。
2:41:27	定ピッチスパン法の中に、応力基準と振動する基準というところがございまして、当社としましては、応力基準の定ピッチスパン法を適用してございますっていうところを、前回のヒアリング事項等で伝えましたのでそこについて明記させていただいたという形です。
2:41:42	もう 1 点としましては、二重管の設計について、
2:41:49	20 ページ以降ですね、そこを、添付を追加して、あと具体的な設計方法について説明を追加してございます。当説明は以上です。
2:41:58	よろしくをお願いします。

2:42:09	基本の中身。
2:42:10	ではもう特にはないんですけど、
2:42:13	二重管の説明が 21 ページとかに出てき
2:42:17	へえ。
2:42:18	構造としてはガイドっていうのでないかと外観を。
2:42:26	繋がっていると、要は北海道が内科のサポートみたいな感じで、外観はその間接支持構造物みたいな、もうそんな感じなんだ。
2:42:35	ですけど、
2:42:38	普通の配管のサポートは、先ほどの地震でわざわざ内野別所の 11 でこんなサポートを使って、これぐらいの荷重に耐えられるように、こういう部材を使いますって、割と細かく、
2:42:52	それぞれのタイプ、
2:42:54	出てましたけど、このガイドっていうものは、
2:42:57	どういうものを使うとかって、方針上なり何か示すところはあるんでしょうか。
2:43:08	日本原燃西山です。
2:43:11	今は、
2:43:12	県費の説明資料で書いてある改造に関しましてはあくまでも附属部品としてのガイドっていうところになっておりまして、この目的としましてが外観と内川は言ってるところの当たらないことを目的としたスペースみたいなものとなっております。
2:43:29	ですね、今の指示方針って言ってるものに関するものに、
2:43:34	ついて該当しないものとなっております。以上です。
2:43:38	はい。規制庁、五味です。わかりました。そのあと 22 ページ
2:43:43	ガイド内観の支持間隔なり会館の強い感覚両方の短い方にサポートを入れますので、
2:43:53	外のサポートもそうだし内側のガイドもそういうふうにしますって言うてるけど、そもそもガイドスペースは構造部材じゃないか、これじゃ駄目ってこと。
2:44:15	日本原燃西山です。
2:44:17	ご指摘の通り、
2:44:20	目的としましては
2:44:21	コストダウンが足りないことを目的としたスペースになってるんですけども、このガイドの機能としましては、今の軸直方向コウソクっていう効果がありますので、

2:44:34	阿蘇例を踏まえて今の指示方針っていうところを、拡充した上で資料を修正しようと考えております。
2:44:44	規制庁上手です。要は
2:44:47	す。
2:44:49	不在とはいったものの、その他のサポートと同じような扱いで指示方針、ちゃんと書きますってことでいいですか。
2:44:58	井上サガワです。はい。ちょっと補足しますと、衛藤物としては冒頭お話ししました通り、支持構造物っていうところはちょっと若干違いましてスペースはガイドというところですけど、
2:45:09	今のご指摘ありましたと効果っていう観点でいきますと、これは支持構造物と今、先ほど内野新居さんが言ったような効果があるというところになってくると、そこに期待して低ピッチをやっていくっていうことであれば、
2:45:22	今の指示方針上の具体で言うフローですよ。ちょっと待ってください。
2:45:28	いえ。
2:45:32	日本原燃西山です。
2:45:34	今の指示方針に関しまして、修正しようと思ってるのところとしましては、まずフローって言っているところで、
2:45:42	右下の 987 ページ目ですね。
2:45:51	はい。
2:45:56	はい。このページに関しまして、実際の選定フローに従った場合、レストレイントと同じ効果を持つっていうところで、今のこの左から左下の、
2:46:09	3番目のところで言うボールドって書いてるところの注記って言うところで、二重管を含む場合はっていうところで、まず、ガイドっていうものがあるよって言うところでやめさせようと思います。
2:46:20	プラスアルファで、修正を考えているところとしましては、
2:46:29	984 ページ目のところです。
2:46:37	ここに書いてあるものとして支持構造物の機能と用途って言うところで、今のこのレストレイントっていうところの下で、今括弧でUボルトって書いてるところの1に括弧で言うが、
2:46:49	ガイドって言うところで、資料拡充。
2:46:53	まだ、
2:46:55	追加しようと考えております。
2:46:57	以上です。

2:47:03	はい。規制庁深見です。ここは例えば、
2:47:08	この辺が
2:47:12	1151 ページとか、サポートだったり、いろいろ
2:47:18	こういう型式例とか、
2:47:22	やってますけどそれはやんなくていいんですかね、どういう考えなんでしょう。
2:47:40	少々お待ちください。
2:47:43	規制庁上津なので、先ほど言われたところも、
2:47:48	フローに、いきなり普通の配管の中に二重管のものが、
2:47:53	紛れ込んでは、逆にわかりにくくなるような気はするけどこれは注記で二重管の話だけですと、
2:47:59	すれば手当ができるかもしれないんですけど、そこに限らず、全般見渡して、
2:48:04	どこに何を書くべきか、サポートって、方針でどうしてるのっていうところと、ちゃんとテンションを合わせてた説明ができるようにということで、考えてください。
2:48:18	よろしいですか。
2:48:20	はい。日本原燃佐川です。はい。先ほど効果っていうところで冒頭の方からの書き下しっていうところも今神谷さんおっしゃっていただいた通りなので、二重管っていうところを上の方から書き下した上で、
2:48:32	フロー上のここに該当するっていうところがあって、最終的に、型式ですよね、との扱いというところの、一貫性含めて、と修正。
2:48:42	する方向で修正いたします。以上です。
2:48:47	はい。規制庁神です。よろしく申し上げます。
2:48:51	ちなみに、
2:48:52	二重管の
2:48:54	中ってあれですよもう、
2:48:57	今となっては、
2:48:59	検査できないから、政策のときにそういう記録を残すってことですか。
2:49:05	7 時間。
2:49:13	どうぞ。
2:49:17	日本原燃西山です。
2:49:19	神谷さんがおっしゃる通りの通りとなります。
2:49:26	はい。
2:49:27	はい。

2:49:36	その他規制庁側から、耐震キーで 16 確認ございますでしょうか。
2:49:43	コサクです念のための実情の。
2:49:47	確認ですけど、
2:49:52	うちが外間の間のスペースはって言われましたがね、それはどういう設置状況なんですか溶接で接続されてるものなのか。
2:50:04	どうなのかっていうのを教えて。
2:50:08	日本原燃西山です。内川野間スペースはガイドに当たるところなんですけど、内川に対しては溶接するものになっておりまして、で、
2:50:16	ああいう時間に対して優先するものとなっております。以上です。
2:50:20	古作です。内川に溶接しておいて外側にそのまま挿入して終わりってことですか。
2:50:31	日本原燃西山です。
2:50:33	コサクさんのおっしゃる通り、内川溶接しておりましてですとかに対しては、そのまま設置するものとなっております以上です。
2:50:42	わかりました。古作です。そうする等、多少の変形があったときに、その間に接して次、
2:50:51	軸方向のずれはあり得るけど
2:50:55	横方向については拘束をすると。
2:50:58	いうものになってるってことですね。
2:51:05	日本原燃西山です。おっしゃる通りとなっております。
2:51:10	はいコサクです。理解しました。
2:51:17	その学生町側から確認ございますでしょうか。
2:51:23	なければ玄関振り返りお願いします。
2:51:28	日本原燃西山です。対新規で 16 年に関しましてはコメントはないんですけども、今の耐震基準、別紙の 4-11 ですね、そこで二重管と言っているとところのガイドを踏まえて資料全体的に資料、
2:51:41	修正するっていうところだと、以上です。
2:51:48	規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明でコメントございますでしょうか。
2:51:56	ないようですので次の確認に進みます。
2:51:59	いや別紙の 4 の中にですね。
2:52:06	日本原燃菊地です。すいません別紙の 4-10 につきましては次回で申請する範囲となっておりますので、別紙の 4-13、14、14 の工事課ですね。
2:52:19	なので、
2:52:20	13 行って 15 っていう流れでちょっと、

2:52:23	やらせていただきたいと思います。別紙4-13なんですけども、こちらの指示方針につきましては先ほどの機器配管系、
2:52:32	もうそれぞれの指示方針と同様に書き分けた部分っていうところの受け口の、
2:52:37	記載の方を修正した上で、
2:52:41	提出させていただきたい。
2:52:43	いうふうに思っております。
2:52:45	はい、4-13については以上になります。
2:52:50	議長武田です。ありがとうございます。
2:52:52	規制庁はパイオン、瓜生さん、コメントあればお願いします。
2:52:56	規制庁カミデです。4-13も特段ないですし、次の、
2:53:01	4-15。
2:53:03	ないかなって思います。はい。
2:53:08	4-15は先ほど、さっき言った景況の話があったので、
2:53:13	影響があれば、
2:53:16	一緒に直すっていうぐらい。
2:53:17	はい。
2:53:21	日本連休中ですがはい。資料の15はいそうですね。資料の4の方との整合をとった上で修正したいというふうに考えております。以上です。
2:53:32	で、この阿部氏4-16に入らせていただいてもよろしいでしょうか。
2:53:38	はい。
2:53:39	じゃあお願いします。
2:53:50	日本原燃菊地です。資料の16につきましては
2:53:54	これまでの網羅性ですとか類型化の議論を踏まえまして、修正を加えておりますけども、昨日の
2:54:02	議論を踏まえてさらに小、
2:54:05	内容の方の、
2:54:06	見直していうところをさせていただきたいというふうに考えております。
2:54:11	あと、補足があれば吉田さんお願いします。
2:54:16	日本原燃の志田です。特に補足等ございませんよろしくお願いたします。
2:54:22	規制庁武田です。それでは別紙4-16、規制庁側から確認をお願いします。
2:54:28	規制庁カミデです。内容の見直して言われましたけど具体的にどんな感じかってもうちょっと説明してもらえれば、

2:54:37	じゃあそれをお願いしますってなると思うんですけど、もうちょっといいですか。
2:54:42	はい。井上サガワです。昨日、議論させていただいてちょっと私のイメージ合ってるかっていうところもあったので、もう一度今日議論というか、イメージを伝えた上でっていうところになりますけどもっていうところでは。
2:54:56	下のページ、1235 っていうところで、
2:55:01	昨日ご議論させていただいた類型化と網羅性というところ縦軸の機器に当たるところですね、配管類が3分類それ以外のところが7分類というところで今ここに書き、書いております。
2:55:14	で、その先で、昨日の話にあった、1236 とか 1237 というところで、各分類にぶら下がるっていうところの、枝番っていうやつですね。
2:55:26	っていうところを示すっていうところの間がないよねっていうところのご指摘踏まえて、相田の説明をした上で類型化分類で代表に対して説明するっていうような
2:55:36	ちゃんと宿題いただいと考えると考えてますので、その間ってなったときに、今の7分類の
2:55:43	ここで、
2:55:44	ちょっとご議論っていうか、このそれぞれの式の式、分類の式の構成とかっていうものをここで示した上で、
2:55:54	枝番に振るのかなあっていうのは、まず一案と、二つ目としまして、ちょっと昨日、
2:56:01	こういうのもあるのかと思ってちょっとこれだけ難しいなって自分にとらえてたのが、じゃこの例えば容器類っていうものがありますけど、そこの基本式みたいなものを示して、
2:56:12	それぞれの分類っていうのはこういうことで、こういうふうに分かれていくんですよっていうことをお示しするのかっていうことでちょっと2班考えられるなというところで、ちょっとそのどちらかのイメージ。
2:56:24	が、金どうなのかなと思いつつ、それそういうものを間に示していきたいということで、今、昨日今日と考えるございました。以上です。
2:56:34	規制庁カミデです。
2:56:39	次に言われた、基本式っていうのは何かちょっとよくわからないんですけどな。何を示さなきゃいけないかっていうと設計プロセスが、
2:56:48	を示してくださいっていうことだと思っていて、設計プロセスが一応七社な内容なんですっていうことなんだと思うんですよ。なので、

2:56:59	そこを示してもらいたいんですけど、その意味で最初に言われたイメージが、そういう、
2:57:07	事に対応してるのかっていうのはまだ私もちょっと、
2:57:11	認識をとったんで、そうですか。
2:57:15	はい。
2:57:16	前者というところはちょっと、何も2過ぎましたというところで7内容というところで、例えばよ、このまずすいません、11235 ページですね。
2:57:34	はい。
2:57:35	このA3 ポツ、2 項 a 項の方が定型化された計算式でB 行がA p p M っていうところで、設計プロセスっていう意味ではまずA とB という流れがあって、
2:57:47	そこについて、こういうことをや、こういうことで計算をしていきます。そこから江田じゃないですけど、両括弧1 両括弧2 両括弧3 の(4) ということで、
2:57:59	それぞれの設計プロセスの特性ということで、評価がこういうふうに分かれていくんだっていうところで、その流れを書く、書くというか示すっていうことで、
2:58:09	考えるのかなということで考えてました。ちょっと、昨日今日でちょっと細かいところまでちょっと言えません。すいません。ただそういうところを示した上で、各部分がそれぞれ分かれるんだいうところを、
2:58:21	示すんだということで考えておりました。以上です。
2:58:24	はい。規制庁管です。それぞれ分かれるというか差分があるのかっていうところですけども、
2:58:32	そんな感じなんだと思います例えば、(1) の容器類なんかだと、これはゲーなりを、
2:58:40	中国の図面を見て計算式は、そこに書いてある、容器の形に応じてですね、計算式引っ張ってきてただ計算しますっていう形ですよ。
2:58:52	で、
2:58:53	(3) なんていうのは、それとほぼ同じプロセスなんだけど、動的機能維持っていう意味でちょっと違うプロセスがあるから、基本は(1) と同じだけこういう差分がありますみたいな説明でいいし、
2:59:05	(4) もおなじですね。で、(2) はちょっとまだイメージがつかなくてよ、そういう意味で言うと容器と何が違うんだって感じもするんですけど。

2:59:15	学校訓練か何か他のことやるのかなと思いつつ、今の段階段階ではふわっとしてるんで、そこを具現化して説明してもらえ。
2:59:25	得るかなというそんな意識ですけど伝わりますかね。
2:59:30	はい、八木沢です。はい。村上さんのご指摘考え方は理解しました。確かに両括弧1 両括弧2 の分ける理由っていうところも我々いろんな、いろんな観点からちょっと議論を重ねてます。その上で今回分けるっていうことで今話してますので、
2:59:47	そこをちょっと、
2:59:49	説明性こう見で来そこを記載被災者や示した上で分類っていうところにつなげていきたいってことで考えてございます。以上です。
2:59:58	はい。規制庁深見です。
3:00:01	大体目線は合ってるんじゃないかなと思いますので、また
3:00:06	進めていただければいいですし、もし途中段階で、また話をついていうのであれば前もちょっとやりましたけどそれはそれでヒアリングでも、
3:00:17	いいので、
3:00:19	対応しますのでよろしくお願いします。
3:00:24	はい。井上サガワです。途中の考え方の示し含めて、了解いたしました。検討いたします。
3:00:32	はい、規制庁カミデさんの途中で見せろと言ってるつもりは全くなくてただ、悩まれて時間かかるんだっていうだけです。はい。
3:00:42	はい、日本の佐賀です。そこも重々理解します。無駄に変なふうに悩んで方向性違うというのはおかしいと思いますのでその辺含めて検討いたします。以上です。
3:00:52	はい。規制庁甲斐です私からは以上。
3:00:57	その学生町側から4-6、16について確認ございますでしょうか。
3:01:06	なければ限界すいません規制庁金戸 1259 ページの
3:01:11	原動機の詳細評価なんですけど、これは、
3:01:16	こっち側に一応や、やっぱり計算式書いた方が、申請書計算書の構成として、
3:01:27	シンプルだしふさわしいんじゃないかと思ってましたけど、事業者の考えはどうですか。
3:01:34	表現のヨシダです。
3:01:36	はい。狩野さんおっしゃる通りですねこちらの方に計算式というところを追加する必要があると考えております。ちょっと今回、配備数申し訳ありませんでしたが次回は反映することで、
3:01:47	考えています。以上です。

3:01:49	日本原燃石橋です。すいません。
3:01:52	以前にそこ、コメントをいただいて、ご出席、コメントをいただいてたというのは認識してございましてで、私たちもともと考え方としましては、経産省の中で、
3:02:04	えーとですね警察試算出資をしている計算式っていうところとかあとは計算に用いる文献値とか、そういうものは基本方針内で展開すべきだと考えてございますと。
3:02:14	今回も原動機の動的機能維持評価で使用されている式っていうところは基本方針なりで展開しようと思っていたんですけども、先ほど吉田の方からご説明させていただいた通りちょっと反映というところが、
3:02:29	できませんでしたので次回、しめじご提示させていただく際にですねそこを反映したものを提示させていただきたいと考えてございます。以上です。
3:02:40	はい。規制庁深見です次回、何か次回って言われたんでちょっと混乱しましたけど次のデバイスの時には書いてあるってことで理解します。よろしくをお願いします。
3:02:52	はいよろしくお願いたします。以上です。はい。カミデからは以上です。
3:03:00	院長はよろしいでしょうか。
3:03:03	では議員の方から振り返りをお願いします。
3:03:09	2番目の榎田です。
3:03:11	すいません。
3:03:13	よろしいですか。
3:03:16	二本木ヨシダです。
3:03:18	今回ですね、類型化の分類というところについての考え方というところですね、設計プロセスから振り分けた理由というところを、
3:03:26	防止の方に書き下すということで修正をしていきます。
3:03:29	また率に対する計算式というところについても今後外交で追加していくということで県、
3:03:35	お知らせいたします。以上です。
3:03:38	ありがとう。
3:03:41	今の説明がございませうでしょうか。
3:03:46	なければ次の資料の方に進みます。
3:03:52	日本
3:03:52	17、
3:03:54	規制庁カミデです一応方針者は大体終わった後計算書と、

3:04:01	あと補足も細々したのがあって、
3:04:06	ほとんど、私としては、もう確認するところもないんですけど事業者から何かここを聞いてくださいみたいなあります。
3:04:26	日本移動してございますけども六ヶ所側の方の冷却塔の部分の部分につきましては特段ございません。当局は何かありましたらお願いします。
3:04:39	はい。すいません。日本原燃さんはですけど、神谷さんの今のちょっと意向として、補足に対してっていうこと。
3:04:45	ではなくて全体ってことですか。
3:04:47	はい。規制庁深見です残りの計算書関係あと補足も細々幾つかありますけど、全体で何かありますかっていうことです。
3:04:58	了解。
3:04:59	少々お待ちください。
3:05:28	はい、八木沢です。今、東京が確認しまして、特段、
3:05:33	本当、
3:05:34	大丈夫かなということで話をしました。
3:05:38	はい。規制庁神戸です。規制庁側から何か特に計算書絡み。
3:05:43	何かありますか。
3:05:50	特になさそうですね。あと補足説明で、耐震機電 11 とか 12 とかってこれ同じような、
3:05:59	資料が出てるんですけどこれって、主な変更点でいうとどんな感じなんでしたっけ。はい日本原燃仲村ですけども
3:06:10	ばらつきとあとは、一関と隣接っていうところの補足説明資料で、前回のコメント踏まえまして基本方針からのそのくんだりっていうところがまずわからないというところのコメントの内容でちょっとそこを概要のほうに追記させてもらっているというところと、
3:06:26	あと影響評価用地震力としてどういうふうなものを使っていくか、拡幅電波とかですねそこら辺の扱いをどうするんだってところを、そこが記載を拡充したということが主な変更になってございます以上になります。
3:06:42	はい。規制庁神戸です。わかりまして、
3:06:45	これはあれですねえっと、
3:06:48	各施設ごとの応答を見て、どうだったんだっていう話をするので、
3:06:54	これも工事課で何か確認することはありそうだっていうところなので、
3:07:01	各資料の別紙にはその辺をお話をしつつ、
3:07:06	これも、これはあれですね単純な類型化設備の形状の類型化とまた別のアプローチで、累計というか

3:07:18	建物側に寄せればいいのかなあ。
3:07:21	単純に貴殿の類型化そのまま星取表で整理してもおかしくなっちゃう気がするんですけど、この辺も、
3:07:29	今日も話をしましたけどちょっと応用編の一つになっているのでちょっと検討課題として持っておいてもらえればと思いますけど、理解いただけますかね。
3:07:41	はい。日本原燃佐川です。今また、病変って話が出ましたというところで、建屋側っていうところと、
3:07:49	懸念として全体として、ちょっと検討するということ冒頭から再三私の方で話してますので、ここに、ここについても、応答出てくるのは建屋っていう観点なのでちょっと建屋側と相談してどのように示していくってところで、
3:08:02	ちょっと応用編っていう意味で受け取ってますので、
3:08:06	検討いたします。以上です。
3:08:08	はい、規制庁カミデさん応用編って言っちゃいましたけど何かその貴殿とか建物とかって分けていて、資料名も綺麗とか建物って言うてるから何かように見えるだけで、
3:08:21	これ普通に建物側の補足説明資料だと思えば、何のことはなくてっていうことだと思いますので、
3:08:28	その辺含めて、
3:08:31	適切な
3:08:33	示し方してもらえば、
3:08:35	いいかなと思います。よろしくお願いします。
3:08:40	はい。日本原燃佐川です。トガシと相談した上で、ベストな形で提出いたします。以上です。
3:08:47	はい。規制庁、丹治ですよろしくお願いします。
3:08:51	大体、
3:08:52	ちょっと最後すごい駆け足しましたけど確認したかったとお話したかった。
3:08:58	そうです。はい。
3:09:04	規制庁の竹田です。その学生町側からの確認は大丈夫でしょうか。
3:09:09	藤規制庁カミデです最後に昨日今日と振り返ってなんですけど、
3:09:16	最後、サガワさあんも、富樫さんと連携してって言われましたけど、昨日今日の対応で、やはり東京都まず六ヶ所があって、その中でも、機電をやってる人、土木をやってる人、

3:09:31	建物やってる人みたいな形で、それぞれ担当があってで、その横並びがどうも取れてないなっていう話をしたところ今日のところはムラヤマさんが発言いただいて
3:09:44	レビュー者としてその辺をしっかりと見ていきますっていうことだったと思うんですけど
3:09:49	振り返りとしてそういうことでいいのかというのを再確認させて、
3:09:54	ムラヤマです。私はレビュー者には入ってないんですけど、そ実施責任者として、
3:10:01	レビューってあれですけどね、実務
3:10:05	と違って実務に近くなりますけど、統括して、
3:10:09	確認していきたいと思います。
3:10:12	ちょっとなかなか、
3:10:14	土木建築の部分との繋がり、部分的なところちょっとあるんですけど、ちょっと、
3:10:22	うるさいぐらいちょっと確認しに行こうかなと思ってます。はい。
3:10:27	はい。以上です。
3:10:30	あれですか土木と建築だけなのか貴殿とかも入ってるのかということだったんですけど、どんな状況。いや基本はね私は毅然の耐震実施責任者という形になってるんで、綺麗なんですけど。
3:10:47	建物と、
3:10:49	危険と。
3:10:51	土木と。
3:10:53	各項仙台の土岐川内玄海のときには全部統括してましたんで、
3:10:58	わからんことはないんですけども、こっちとはこっちでちょっとなかなかちょっと建物が非常に多い。
3:11:04	建築物が多くて、ちょっと面食らってはいるんですけど、どうにかコミュニケーション取りながらやっていこうと思ってます。
3:11:13	はい。政策です。今の
3:11:17	建物が多たって言ったのは者が多いというのではなくて担当者が多いってことですかね。
3:11:23	両方ですね。前者は当然なんですけど、困ってるのは後者じゃないかなっていうふうに思ったんです。
3:11:33	この人に言えば、こういうふうな情報が取れてできるというのが、通常だったらあるところ、原燃の場合はこの人に言っても他のうん。
3:11:44	建物の担当者には伝わらないと。

3:11:47	というようなことかなあと推測しましたけどそういう感じですか。いやいやそういうことじゃないですもう私も1年経ちましたんで。
3:11:57	土木建築屋さんの顔も大体覚えてきたんで、話はできると思います。ただその業務の流れとして、
3:12:05	すべて私は土木建築の分が通ることになってないんで、
3:12:09	こっちからちょっかいをかけにいかない等多分、
3:12:15	な何ですかね、きちん、自動的にこっちにくるシステムにはなってない。ただし、
3:12:21	耐震の資料として見たときに方針類その他、私が見ることができるので、その中でチェックしつつ、コミュニケーションをとっていきかなかなと思ってます。
3:12:33	そんなにその仲悪いわけじゃないんで心配なくて、いや、規制庁コサクです仲が悪いというふうには思ってるわけではないんですけど、連携はとれてないなっていうふうには思っていて、
3:12:45	記念のムラヤマさんは全部が来ないっていうことであれば、
3:12:50	あれですか富樫さんのところには全部来るってことなんですか。
3:12:59	もし、それ、まだその部分でこの間も言われてるその縦割りっていったところがあるんですけどもちょっと私の方でもうちょっと、
3:13:11	私の見るところと建物っていうところがございまして、その部分のそれ以外の部分とといったところは、少し他のハラダであったりとかっていったところで、各担当の課長が見てるっていったところが今、
3:13:23	現状ですので、先ほど佐川からあった通りのところで、その部分に対して、ちょっとお互いの連携とといったところで各課長課がちょっと集まって、そのお鍋見ようよって話を今進めているというような状況でございます。
3:13:36	はい、古作です。その意味ではですね、非常に物が多いのD全部1人が見るってのは無理だと思ってるんですけど、今言われたように機電建物を、
3:13:47	土木というところがそれぞれ3、取りまとめる人がいて、それぞれの取りまとめ者が一記念建物を土木と、
3:13:57	いう連携を図るという館岡をうまくつなげていくっていう活動が必要なんじゃないかなというふうには思っていて、連携をとれば、
3:14:08	少なくともバラバラとしてて漏れるということはなく、ちゃんと繋がりは取れると。

3:14:16	いうことになるんだと思うんですけど、現時点においてわあ、ここで井谷こっちではできてないかっていうのが散見されるってということだと思うので、そういうことがないようにしっかりと各、
3:14:29	取りまとめ担当が見るとともに、連携を取りまとめたと間でやっていただいとということかなと思いますけどよろしいですか。
3:14:40	はい。
3:14:41	ここの部分って録音されてるんすかね。
3:14:46	はい。
3:14:47	ちゃんとやりません。
3:14:52	録音されてるから言ってるわけじゃないじゃないですけど、
3:14:55	ちゃんと業務を進めていきたい早く終わらせたいと思ってますんで、
3:14:59	全部やっていきたいと思ってます。
3:15:02	はい。規制庁コサクですこちらも、そちらの体制に口出しをしたいわけではないのですが、非合理的な進め方につき合うつもりもないということ、
3:15:14	そちらの中でしっかりとやっていただいと的確な資料提示をしていただきたいということでの思いで伝えてるだけですのでやり方は自由にしていただいと構わないんですけど、
3:15:26	実がそろそろように、よろしく願います。
3:15:30	はい、承知いたしましたムラヤマです。はい。
3:15:38	規制庁河辺です。ありがとうございます。よろしく願います。
3:15:42	あとはそのスケジュール感の話を少ししたいなと思いますけど、せ、
3:15:47	説明いただけますか。
3:15:57	米澤です。
3:15:59	はい。もともとの基本方針っていうところに対しまして、造船州
3:16:05	前回ですね、前回スケジュール出したときに、あとその次回っていうところまでちょっと見据えてっていうような指摘がありましたので、もともとは先週ヒアリングやった後、18日出して、24日、スケジュール、ヒアリング月曜日ですね。
3:16:21	ていうことでお出ししてたというのがまず前提にあります。D1078ということで、実際お出ししようとしていたんと、日にちとしては今日になってました。それで今日いた今日までにいただいたコメントというところを基本方針にフィードバックかけてお出しする。
3:16:36	あとはレビュー受けて社内手続きをやるってなりますと、どうしても金曜日っていうことになるかなということ、先ほどヒアリングやりながら考えておりました。

3:16:44	最短金曜日ってことですね。以上です。
3:16:50	藤規制庁カミデです。
3:16:54	できないこともないだろうと思いつつ、問題は
3:16:58	もともと、
3:17:01	もともとだとあれでしたっけ、今日中 47 やって 18 みたいなスケジュールだったんでしたっけ。
3:17:10	稲毛嵯峨です。もともと 1034 で、旧 56 の土日を使って社内レビューを受けて 18 っていうことで考えておりました。
3:17:20	はい。規制庁鏡です土日はしっかり休んでいただいた方がいいかと思えますけど、それは、
3:17:27	県の中でちゃんと管理していただいてっていうことですが
3:17:31	というのをもう今日は 1034 でやったとしても、ほとんどコメントない前提でっていうことだったと思うんですね。
3:17:38	その辺だから、
3:17:41	ちゃんと仕上げで打数っていうのも前提だったと思うんで、今日の中でも、いや、これまだ反映できてないんですよみたいな状態の、
3:17:52	ものでもあったので、その辺りしっかり
3:17:57	はクオリティを上げて今 21 位なら 21 でとか、
3:18:01	ということで、でも 21 はもう補正前の最後っていうイメージですかそちらとしては、
3:18:11	はい、八木沢です。はい。
3:18:13	これ、
3:18:15	私という意味ではなくて、補正前としては最後っていうことで考えておりました。
3:18:21	はい、規制庁、その辺も
3:18:25	何だろう。
3:18:27	おそらく事前に話をしてる感じはしないので各担当でちゃんと話をし、精米細胞っていう位置付けで本当に 11 なのかっていうところもですね、
3:18:38	話し合いをしてもらってまたスケジュールを提示してもらえればと思いますので、よろしくお願いします。
3:18:45	はい、井上様です。はい。ちょっと私っていう言い方がよくなかったんですけど、これ会社としてどうすんのって前日も言われたところだったので、そ先ほど私が申ししたのは耐震として、

3:18:56	21に出したいという気持ちがあったっていうところだったので、それに対して会社としてどうするんだというところを今のご指摘踏まえまして、あと事務局と相談した上で検討いたします。以上です。
3:19:09	規制庁コサクですねのためですけど、会社としてっていうのわあ、上層部なり、マネジメントする人が判断をするというイメージに聞こえるんですけど。
3:19:21	判断が末端にまで届いて、実務がそれに即したものになってるかどうかと。
3:19:29	いうことをこちらは気にしています。
3:19:32	で、先ほど上出が言ったようにそう言っていたはずのものなのに、今日のものだと、まだ修正ができていないということが散見されると。
3:19:43	いうことで言ってることとやってることが違うと。
3:19:46	いうのがよろしくないということですので、
3:19:51	上から下まで、一気通貫、石野。
3:19:54	意思統一のとれた状態で提示いただきたいということですのでよろしくをお願いします。
3:20:02	はい。日本原燃佐賀です。了解いたしました。
3:20:12	その他全体を通して何かございますでしょうか。
3:20:16	現状の方は特にはないでしょうか。
3:20:28	日本原燃河村です。東京は特にございません。
3:20:32	六ヶ所側も特にございません。ありがとうございます。
3:20:36	それでは本日のヒアリングはこれで終了といたします。お疲れ様でした。
3:20:41	ありがとうございます。ありがとうございます。ありがとうございます。